

士別市過疎地域持続的発展市町村計画

令和 3 (2021)年度～令和 7 (2025)年度

士 別 市

目 次

1 基本的な事項	P 1
(1) 士別市の概況	
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	P 1
② 過疎の状況	P 2
③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等 における位置付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要	P 3
(2) 人口及び産業の推移と動向	P 4
(3) 行財政の状況	P 6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	P 8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	P 1 1
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	P 1 2
(7) 計画期間	P 1 2
(8) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 1 2
 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	 P 1 5
(1) 現況と問題点	
① 移住・定住・地域間交流	P 1 5
② 人材育成	P 1 6
(2) その対策	
① 移住・定住・地域間交流	P 1 6
② 人材育成	P 1 8
③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 2 0
(3) 計画	P 2 0
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 2 0
○ スポーツ施設	P 2 0
 3 産業の振興	 P 2 2
(1) 現況と問題点	
① 農業	P 2 2
② 林業	P 2 2
③ 商業	P 2 3
④ 工業	P 2 3
⑤ 地場産業の振興と起業の促進	P 2 4
⑥ 企業誘致	P 2 4

⑦ 観光・レクリエーション	P 2 5
⑧ 雇用	P 2 5
⑨ 勤労者福祉	P 2 5
(2) その対策	
① 農業・林業	P 2 5
② 商業・工業	P 2 6
③ 企業誘致	P 2 8
④ 観光・レクリエーション	P 2 9
⑤ 雇用・勤労者福祉	P 3 0
⑥ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 3 2
(3) 計画	P 3 2
(4) 産業振興促進事項	P 3 3
(5) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 3 3
○ 観光・レクリエーション施設、産業振興系施設	P 3 3

4 地域における情報化 P 3 5

(1) 現況と問題点	
① 交通	P 3 5
② 情報・通信	P 3 5
(2) その対策	
① 交通	P 3 6
② 情報・通信	P 3 7
③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 3 7
(3) 計画	P 3 8
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 3 8
○ その他施設	P 3 8

5 交通施設の整備、交通手段の確保 P 3 9

(1) 現況と問題点	P 3 9
(2) その対策	P 3 9
(3) 計画	P 4 1
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 4 1
○ 道路・橋梁	P 4 1

6 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 2

(1) 現況と問題点

- ① 水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 2
- ② 下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 2
- ③ 安全・安心な地域づくり・・・・・・・・・・ P 4 3
- ④ 環境保全活動・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 3
- ⑤ ごみ処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 4
- ⑥ 消防・救急・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 4
- ⑦ 公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 5
- ⑧ 公園・緑地・河川・・・・・・・・・・ P 4 5

(2) その対策

- ① 水道・下水道・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 6
- ② 安全・安心な地域づくり・・・・・・・・・・ P 4 7
- ③ 環境保全活動・ごみ処理・・・・・・・・・・ P 4 8
- ④ 消防・救急・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 9
- ⑤ 公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 0
- ⑥ 公園・緑地・河川・・・・・・・・・・ P 5 0
- ⑦ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策・・・・・・・・ P 5 0

(3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 1

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合・・・・・・・・ P 5 1

- ① 水道・下水道・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 1
- ② 公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 2

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・ P 5 3

(1) 現況と問題点

- ① 保健・健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 3
- ② 福祉・介護・社会保障・・・・・・・・・・ P 5 3
- ③ 子ども子育て支援・・・・・・・・・・ P 5 3
- ④ 地域福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 4

(2) その対策

- ① 保健・健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 5
- ② 福祉・介護・社会保障・・・・・・・・・・ P 5 6
- ③ 子ども・子育て支援・・・・・・・・・・ P 5 7
- ④ 地域福祉の増進・・・・・・・・・・ P 5 8
- ⑤ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策・・・・・・・・ P 5 8

(3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 9

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合・・・・・・・・ P 5 9

① 保健・医療施設	P 5 9
② 高齢者福祉施設	P 5 9
③ 福祉施設	P 6 0
④ 子育て支援施設	P 6 0

8 医療の確保 P 6 1

(1) 現況と問題点	P 6 1
(2) その対策	P 6 1
(3) 計画	P 6 3
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 6 3
○ 保健・医療施設	P 6 3

9 教育の振興 P 6 4

(1) 現況と問題点	
① 幼児教育	P 6 4
② 義務教育	P 6 4
③ 高等学校・高等教育	P 6 4
④ 社会教育	P 6 5
⑤ 生涯学習	P 6 5
⑥ スポーツ	P 6 5
(2) その対策	
① 教育	P 6 6
② 生涯学習・スポーツ	P 6 8
③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 6 9
(3) 計画	P 6 9
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 6 9
① 小・中学校	P 6 9
② 高等学校	P 7 0
③ 社会教育施設	P 7 0
④ スポーツ施設	P 7 0

10 集落の整備 P 7 1

(1) 現況と問題点	P 7 1
(2) その対策	P 7 1
(3) 計画	P 7 1

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 7 1
------------------------	-------

1 1 地域文化の振興等 P 7 2

(1) 現況と問題点	P 7 2
------------	-------

(2) その対策	P 7 3
----------	-------

(3) 計画	P 7 4
--------	-------

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 7 4
------------------------	-------

○ 文化・芸術施設、博物館等	P 7 4
----------------	-------

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進 P 7 5

(1) 現況と問題点	P 7 5
------------	-------

(2) その対策	P 7 5
----------	-------

(3) 計画	P 7 6
--------	-------

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 7 6
------------------------	-------

○ 事業計画（令和 3 (2021)年度～令和 7 (2025)年度）

過疎地域持続的発展特別事業分	P 7 7
----------------	-------

1 基本的な事項

(1) 士別市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流域にある水と緑豊かな田園都市である。その市域は、東西に58km、南北に42kmに広がり、行政面積は1,119.22 k m²を有しているが、その約75%を山林が占めている。

本市の気候は、上川北部の盆地にあるため、四季の変化がはっきりとした内陸性気候で、5月から9月上旬までは比較的高温多照に恵まれるが、気温の日較差や年較差も大きい。また、地域全体を約半年にわたって白く覆う雪は、平地でも1 m、山間部では2 mを超えるなど、積雪寒冷な豪雪地帯でもある。なお、令和2(2020)年の最高気温は31.8℃、最低気温は-31.7℃、年間平均気温は6.6℃で、年間日照時間は1,507.9時間、降水量は977.5mmとなっている。



本市開拓の歴史は、屯田兵の入植や御料地の貸下げなどを背景に、天塩川流域の豊富な水と肥沃な大地や緑の山々などの豊かな自然に恵まれるなか、先人たちの開拓精神とたゆまぬ努力のもとで積み重ねられ、農林業を基幹産業として発展してきた。

明治32(1899)年に最北で最後の屯田兵の入植によって開拓の鉤がおりされた旧「士別市」は、昭和29年(1954)に当時の士別町・上士別村・多寄村・温根別村の1町3村が合併し、道内20番目の市として誕生した。一方、明治38(1905)年の御料地貸下げによって開拓の歴史が始まった旧「朝日町」は、昭和24(1949)年に上士別村から分村独立し、昭和37(1962)年には町制を施行した。

以降、両市町はそれぞれに行政運営を進めてきたが、地方分権一括法による分権型社会への移行や人口の減少と少子高齢の進行、さらには多様化する住民ニーズへの対応といった時代背景のもと、人的・財政的基盤を強化し、住みよい地域社会の構築を図るため、平成17年(2005)9月1日、合併により新生「士別市」が誕生した。

本市には、J R宗谷本線や北海道縦貫自動車道をはじめ、国道や主要道道が接続しているなど、周辺都市とのネットワークは良好な条件にあり、北海道の中心都市である札幌市までは、車で約2時間半、J Rでは約2時間でアクセスできる。また、本市は9つの町と隣接しているが、なかでも和寒町、剣淵町、幌加内町とは、自然的・社会的・経済的にも密接なつながりを持っており、士別地方消防事務組合など行政面での連携を含め、本市はこの圏域で

の中心的都市としての機能を果たしている。また、定住自立圏として、名寄市と本市が複眼型中心市を担い、13市町村をもって「北・北海道中央圏域定住自立圏」を構成し、広域的な取り組みを進めている。

② 過疎の状況

ア 人口の動向

本市の人口は、昭和45(1970)年頃から、離農や都市部への労働力の流出などによって過疎化が顕著となるなか、その後も減少傾向で推移しており、一世帯当たりの構成人員も減少している。平成2(1990)年から平成27(2015)年までの5年毎の経年変化でみると、年少人口の割合が16.2%から9.5%、生産年齢人口においても68.0%から53.1%へ減少しているのに対して、老年人口の割合は15.8%から37.4%へと増加するなど、少子高齢化が進んでいる。

イ これまでの対策

本市は、これまでの4次に亘る過疎法の制定に基づき、過疎地域振興計画をはじめ、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画（前期・後期）、過疎地域自立促進市町村計画を策定するなかで、過疎地域からの脱却をめざし、地域の振興や活性化と自立に向けた取り組みを進めてきたところである。

本市の産業の柱である農業においては、生産基盤強化を図りつつ、生産性の向上と近代化を展望した取り組みを進めてきたほか、森林資源の活用を図るなど基幹産業の振興を図ってきた。また、中小企業の育成や商店街の活性化などにも取り組み、ラブ士別・バイ士別運動などの発想のもとに地域経済の振興に努めてきた。このほか、サフォーク羊をテーマとした「羊と雲の丘」をはじめとする観光資源、道立自然公園「天塩岳」や北海道第2の大河「天塩川」などの豊かな自然環境を活かした、「水とみどりの里づくり」による観光の展開、夏の冷涼な気候や地形などを活かした、陸上長距離をはじめとする「合宿の里づくり」の推進、あるいは積雪寒冷という冬期間の自然環境を背景とした「自動車等試験研究のまちづくり」においても積極的な取り組みを進めてきた。

また、明るくたくましい地域社会づくりを目標に、冬季スポーツにおける「三望台シャントツェ」や「ローラースキーコース」を舞台としたノルディックスキーの大会や合宿招致、「あさひサンライズホール」での自主企画事業など、スポーツ・文化面での振興に向けての施設整備やソフト事業の展開なども積極的に進めてきた。

こうした施策を柱に、新しい時代を展望した農業・農村の活性化をはじめ、合宿や立地企業を中心とする交流人口の拡大、あるいは雇用の場の創出や新規就業の促進などに努めてきたところである。

ウ 現在の課題と今後の見通し

地域の豊かな資源である自然環境を背景に、地域の特性を活かしたまちづくりを進めてきたところであるが、近年、人口減少と少子高齢が進行するなかで、早急な対応が求められている課題も多い。基幹産業である農林業を取り巻く環境も依然として厳しい状況が続いており、商工業の分野においても、特に中小企業や商店街の振興などを図っていく必要がある。そのほか、各地区集落を繋ぐ道路網をはじめ、快適な生活環境確保に不可欠な上下水道や情報通信などの生活基盤等についても一層の整備や維持のための補修を進める必要がある。

本市の将来人口は、国勢調査に基づく人口推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成30年推計）によれば、令和7(2025)年には16,344人になるなど、引き続き減少することが予想されているところであるが、地域の活力を失うことなく、市民一人ひとりが真のゆとりと豊かさを実感できる地域をめざし、住民ニーズや時代の変化に的確に対応したまちづくりを進めなければならない。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要

本市は、第1次産業である農業・林産業を基幹産業として発展を続けてきた。しかしながら、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）や日EU経済連携協定（日EU・EPA）をはじめとする国際化や自由化の取り組みによって規制緩和が進み、全国の他の地域同様、本市産業も極めて厳しい状況にある。こうした農林業を取り巻く環境の厳しさは、産業別就業人口の推移をみても明らかであり、昭和35(1960)年（国勢調査）には60%以上を占めていた第1次産業就業者が、昭和45(1970)年には約40%まで落ち込み、平成27(2015)年には20%を下回っている。さらに近年は、就業者の高齢化や担い手不足なども大きな課題となっている。

また、商工業やサービス産業部門においては、人口減少や少子高齢の進行に伴う消費の落ち込みに加え、令和元(2019)年に、新型コロナウイルス（covid-19）が世界的に蔓延した影響による一層の消費低迷もあり、地域における経済情勢は極めて不安定かつ先行き不透明な状況となっている。

反面、近年の社会経済の変化による生活様式の多様化や人々の「安全・本物・健康志向」、さらには自然とやすらぎへのニーズなどから、農林業・農山村が単なる食料生産や森林資源提供の場としてのみならず、その多面的機能にも大きく期待が寄せられているなかで、短期移住や二地域居住など、都市住民の農林業・農山村体験や地域間交流の場としての役割も担っている。

こうした状況を踏まえつつ、地域経済の核となる農林業の振興のため、生産体制や経営の近代化を図る一方、新たな産業開発や企業誘致による雇用創出を図り、農林業とその他の産業の均衡ある発展に努め、雇用構造の高度化に向けて努力してきたところであるが、地域に

おける産業や雇用環境は依然として厳しい状況にある。

今後においても、豊かな自然や農業を中心とする恵まれた地域資源を背景として、農林業を軸に、関連産業や自然体験型観光などの新たな展開を図りながら、各種産業の均衡ある発展をめざすとともに、真のゆとりと豊かさを実感できる活力に満ちた地域社会の構築に努めていかなければならない。

また、人々の生活様式の変化や行動範囲の拡大、さらには行財政の効率化にも配慮し、広域的な見地に立ちながら、定住自立圏構想における複眼型中心市としての役割を果たす必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、旧士別・朝日地区を合わせ、昭和30年代の約46,000人をピークに減少を続けている。

地域別にみると、士別地区の人口は、昭和35(1960)年には38,951人であったが、以降、昭和50(1975)年までの5年毎では平均3,000人程度の大幅な減少が続き、過疎化が顕著となった。その後、昭和55(1980)年及び昭和60(1985)年の減少幅は、約1,000人程度で推移したものの、平成2(1990)年では1,965人の減、平成7(1995)年では1,461人の減、平成12(2000)年では1,228人減、平成17(2005)年では1,426人減、平成22(2010)年では1,399人減、平成27(2015)年では1,873人減の19,914人と人口減少が続いている。

一方、朝日地区の人口は、昭和35(1960)年の6,754人をピークに減少傾向に入り、昭和40(1965)年から昭和45(1970)年までの5年間では1,040人減少しているが、この主たる原因は、岩尾内ダムの建設（昭和45(1970)年完成）によって水没地域となった住民の集団転出とダム建設関係労務従事者の転出によるものである。その後も5年毎でみると、昭和45(1970)年から昭和50(1975)年までの推移では1,388人の減、昭和55(1980)年時点では580人の減となり、それ以降の平成7(1995)年までは12%程度の減少率で推移している。その後、減少幅は若干の鈍化傾向となったものの、平成17(2005)年では1,772人、平成22(2010)年では1,547人平成27(2015)年では1,332人の減少となっている。

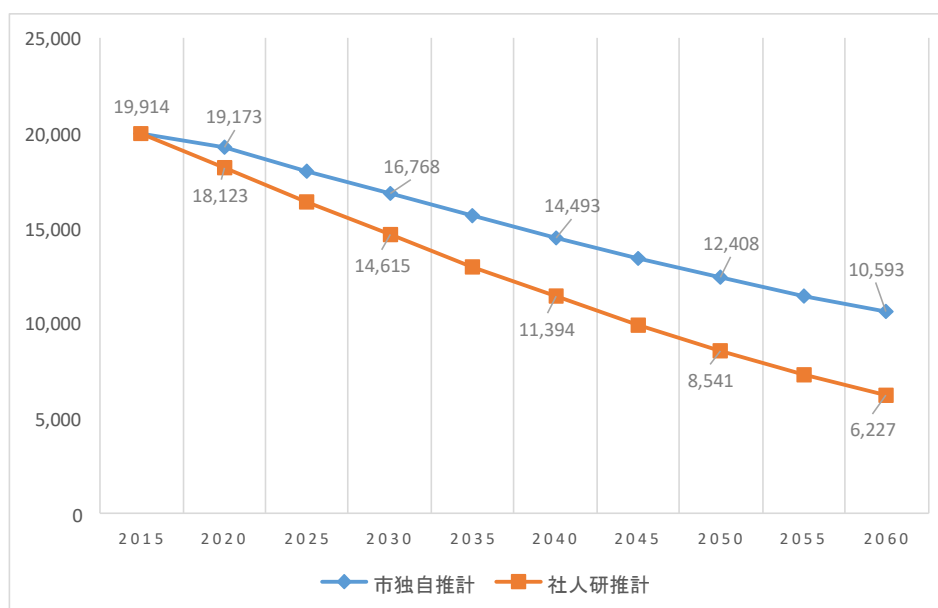
各年代別の人口推移では、士別地区においては、幼年人口（0～14歳）の減少が著しかった昭和40年代の10カ年で4,976人が減少し、生産年齢人口（15～64歳）も3,544人の減となるなど、特に離農とともに大都市への労働力の流出が大きな人口減少を招いた。一方、高齢人口（65歳以上）は、昭和55(1980)年以降は大幅な増加傾向にあり、確実に高齢化が進行してきたなか、平成27(2015)年では、全国平均構成比の26.6%を10.8ポイント上回る状況（37.4%）となっている。また、朝日地区における年代別の推移では、総人口が大きく減少した昭和40年代から50年代においては、すべての年齢階層で減少傾向を示しているが、それ以降においては、幼年人口や生産年齢人口が大きく減少を続けているなかで、高齢者人口が増加している状況にあり、結果として急激に高齢化が進み、平成27(2015)年における高齢

者比率は37.4%にも達している。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	38,951 人	30,028 人	-22.9%	25,754 人	-14.2%	23,411 人	-9.1%	19,914 人	-14.9%
0 歳～14 歳	13,431	7,272	-45.9	4,567	-37.2	2,890	-36.7	2,066	-28.5
15 歳～64 歳	23,712	20,246	-14.6	17,104	-15.5	13,756	-19.6	10,384	-24.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	10,475	6,341	-39.5	4,164	-34.3	2,738	-34.2	1,885	-31.2
65 歳以上 (b)	1,808	2,510	38.8	4,082	62.6	6,763	65.7	7,451	10.2
(a)/総数 若年者比率	26.9%	21.1%	—	16.2%	—	11.7%	—	9.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	4.6%	8.4%	—	15.8%	—	28.9%	—	37.4%	—

表1-1(2) 人口の見通し ※第2期土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン



本市の人口の見通しについては、現在の社会情勢や地域の現状を考慮すると、減少傾向から好転する要因は少ない現状にあるなか、本計画の最終年次である令和7(2025)年度の人口は、国立社会保障・人口問題研究所において16,344人と推計されているものの、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「農業未来都市創造」「合宿の聖地創造」「まちの未来創造」の3つの重点プロジェクトによる地域経済の活性化等を図ることで、18,000人を展望している。

(3) 行財政の状況

本市では、これまで「士別市まちづくり総合計画」に掲げる、「天塩の流れとともに人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現をめざすため、「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」に取り組み、子育て環境や地域医療、基幹産業である農業施策など市民サービスの充実に努めてきた。

「地方創生」に向けた取り組みにおいては、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、「まちの未来」「農業未来都市」「合宿の聖地」の創造の3つの重点プロジェクトと連携強化することで、地方創生の深化をめざしている。

本市の財政構造は、市税等の自主財源が歳入総額の25%程度であり、財源の多くは地方交付税や国からの補助金等に依存している脆弱な実態がある。本市では、急激な速度で人口減少や少子高齢化が進み、社会経済環境の変化による市民サービスの多様化と広大な行政面積を有するなか、上下水道や道路といったインフラの維持管理費をはじめとする行政コスト・行政課題が拡大し続けている。

さらには、この間における国の政策や東日本大震災の復興対策、東京オリンピックパラリンピックに向けた特需などにより、景気や雇用環境が回復してきた反面、労務単価や物価の上昇、原油価格の上昇により資材等の価格が高止まりになるなど、コストが増加してきた。そうしたなか、「新市建設計画」に基づき、市民生活に不可欠である環境センター建設事業、防災機能の強化や老朽化から改築が必要であった庁舎改築事業など大型建設事業を、合併特例事業債や過疎債など、財源的に有利な地方債の活用などで実施したが、公債費償還の本格化により経常的経費の負担は増加し、令和元(2019)年度時点での経常収支比率も99.5%となるなど、財政が極めて硬直化している。

また、平成16(2004)年度からの新医師臨床研修制度の開始に伴い、医師不足による診療体制の縮小から市立病院の経営が悪化しているものの、地域医療を担い良質な医療を提供していくため、市立病院に対して多額の追加繰出や特別繰出を実施するなど財政負担は大きい。

そうした状況の下、平成27(2015)年度から3カ年間の「中期財政フレーム」や平成30(2018)年度に策定した「士別市まちづくり総合計画」の着実な実施に向けた「行財政運営

戦略」の様々な取り組みにより財政負担の圧縮に努めてきたが、その効果は限定的であり、さらに踏み込んだ対策が必要であると判断し、令和 2 (2020) 年12月に「財政健全化実行計画」を策定し、総合的な取り組みを進めている。

表 1－2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	18,044,292	18,973,656	18,678,330
一 般 財 源	10,728,474	10,752,487	10,329,291
国 庫 支 出 金	1,899,469	2,300,434	1,095,316
都道府県支出金	1,034,726	1,063,666	1,638,708
地 方 債	2,160,600	3,147,300	3,280,600
うち過疎対策事業債	451,300	1,803,000	593,700
そ の 他	2,221,023	1,709,769	2,334,415
歳 出 総 額 B	17,148,374	18,555,273	18,660,622
義 務 的 経 費	6,515,374	6,287,177	6,392,069
投 資 的 経 費	2,760,748	4,072,536	3,298,257
うち普通建設事業	2,734,780	3,937,788	3,298,257
そ の 他	6,862,036	8,195,560	8,970,296
過疎対策事業費	1,010,216	3,204,133	1,391,242
歳入歳出差引額 C (A－B)	895,918	418,383	17,708
翌年度へ繰越すべき財源 D	132,259	80,555	9,240
実質収支 C－D	763,659	337,828	8,468
財 政 力 指 数	0.27	0.25	0.27
公 債 費 負 担 比 率	16.5	17.6	20.4
実 質 公 債 費 比 率	17.2	14.2	13.3
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	89.8	94.9	99.5
将 来 負 担 比 率	166.1	136.1	148.1
地 方 債 現 在 高	—	—	28,555

本市における公共施設等の整備については、市民福祉の向上と安全・安心で快適な生活環境を確保するとともに、活力ある産業と地域社会の構築を図るため、事業の必要性・緊

急性を鑑みながら、その整備・充実に努めてきたところである。しかし、こうした施設の更新にかかる財政負担が大きな課題となっており、行政サービスの質を維持していくため、「士別市公共施設マネジメント基本計画」を策定し、中長期的な視点に基づき、社会資本や公共施設のあり方について見直しを進めている。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)				61.6	60.3
舗 装 率 (%)				51.4	48.0
農 道					
延 長 (m)				—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)				—	—
林 道					
延 長 (m)				11,817	12,737
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)				—	—
水 道 普 及 率 (%)				88.7	81.4
水 洗 化 率 (%)				91.2	94.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)				10.3	7.9

※平成 12 年度以前は、合併前の旧市町単位となるため記載しない。

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市は、他の過疎地域と同様に様々な課題を抱える一方、恵まれた自然環境をはじめとする貴重な財産＝地域資源のもと、先人たちのたくましい開拓の精神を受け継ぎながら発展してきた地域である。

平成24(2012)年には、本市の最高規範である「士別市まちづくり基本条例」を制定し、市民自治と情報共有を原則としたまちづくりを進めている。今後においても、同条例及び「士別市まちづくり総合計画」に基づき、自然・歴史・文化・人材・農業などの様々な地域資源を活かし、地域力を結集したまちづくりを進めることによって、地域の持続的発展に向けて大きく前進できるものとする。こうしたことから、すべての市民が元気でいきいきと、将来にわたって安全・安心に生活していくことのできるまちをめざしつつ、「天

塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現に向け、次の「基本理念（方針）」を、今後の本市における過疎対策と地域の持続的発展に向けた基本方針として位置付けるとともに、関連する4つの施策と取り組み（事業）を着実に実行し、早期の過疎地域脱却を図るものである。

① まちづくり（地域の持続的発展）の基本理念（方針）

「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」

② 基本理念（方針）を構成する5つの地域力と方向性

ア 「市民」（人の力）…すべてのまちづくりの原動力は、このまちに住む一人ひとりの市民である。子どもからお年寄りまで、あらゆる市民や各種団体の存在が尊重され、それぞれの個性が大切にされるなかで、その各々が力を発揮し、住みよいまちを築いていかなければならない。そのため、市民一人ひとりが主役として、生涯にわたっていきいきと、心豊かに生活していくことのできるまちづくりをめざす。

イ 「連携」（輪の力）…市民一人ひとりの思いや願いを実現させていくためには、地域で同じ時間や空間を共有する市民全体の連携、市民及び各種団体と行政の連携が必要である。一人ひとりの知恵や知識をもとに、これら様々な主体の対話のなかから共通理解と認識を深めつつ、役割を分担しながら、まちづくりを進めていくことが望まれる。そのため、あらゆる主体の相互連携と調和のもとに、互いの英知を結集し、融和と一体感のあるまちづくりをめざす。

ウ 「地域資源」（地の力）…開拓以来、これまで本市が発展してきた背景として恵まれた自然環境があったほか、長年の歴史のなかで培われてきた文化や産業も、いまや貴重な地域資源となっている。このまちの財産ともいえるこれら地域資源を大切に育むとともに、有効活用に努めながら、後世に引き継いでいくことが必要である。そのため、このまちの地域資源との共生と活用のもとに、個性あふれるまちづくりをめざす。

エ 「コミュニティ」（地区の力）…本市は、昭和と平成の合併を経て今日に至っており、朝日地区や上士別、多寄、温根別の各地区には、支所や出張所の行政施設を設置しているほか、自治会連絡協議会などが中心となってコミュニティを形成し、個性ある地域づくり活動が進められている。また、中央市街地区や中央農村部においても、地域固有の歴史や環境、特色を背景に特徴的な地域活動が展開されている。

今後においても、個性ある地域活動のもと、地区の力が高まり、その力をもとにま

ちづくりが進められていくことが期待される。そのため、将来にわたって活力ある地域の維持に向け、地域の構成員である市民が地域の現状を理解し、自主的・主体的に地域づくりを実践するまちづくりを進める。

オ 「交流」（絆の力）…本市はこれまでに、合宿や自動車関連の試験研究をはじめ、友好都市や姉妹都市などの交流活動や観光などで来市する多くの人々と関わりを持ってたなかで、この地で日々生活しているゆえに気づかないことなどを、多くの来訪者から学び知るとともに、これらの人々がもたらす情報が、時として本市のまちづくりへの貴重な助言や参考となることを経験してきた。

今後も、様々な交流がもたらすネットワークを大切にし、友好の力をまちの力へと繋いでいくまちづくりをめざす。

③ 「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」3つの重点プロジェクト

ア まちの未来創造

「まちの未来創造」では、「移住・定住の促進」や他地域との連携による「広域観光の推進」をはじめ、「立地適正化計画」や「地域公共交通網形成計画」などの関連計画と整合を図ったうえで各施策に取り組み、機能的で持続可能な「コンパクトなまち」をめざす。

まちなかの拠点となる「まちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）」では、「まちなかの賑い創出」や「広域観光情報発信の強化」、「中心商店街の活性化」などを着実に進めることにより、経済の活性化と交流人口の拡大をめざす。

「移住・定住パッケージ」では、暮らし全般をサポートする「移住ナビデスク」をはじめ、まちの個性を活かしたPR活動、さらには、若者の交流や出会いの場の創出などを進めることで、移住者の呼び込みと定住者の確保に繋げる。

また、Society5.0 など新たな社会の流れのなかで、将来を見据えた企業などとの新たな連携や遊休財産をはじめとする様々な地域資源の民間活用を推進するとともに、「関係人口」の創出・拡大を図り、活気があふれ、希望が持てる「まちの未来」を創造する。

イ 農業未来都市創造

本市の農業・農村が持続的に発展していくためには、農業の原点である土づくりや生産基盤の整備による農産物の品質・収量の向上、担い手の育成・確保等による人づくりや活力ある農村づくりをめざし、安全・安心で良質な農畜産物の生産に努めるとともに、本市の経済を牽引してきた農業者の所得向上をめざすことが必要である。加えて、本市のまちづくりの柱の1つであるサフォーク羊を活かした多面的な取り組みは、長い

歴史を誇る本市ならではの特徴であり、さらなる飼養頭数の拡大や高付加価値化をめざすとともに、人材確保・育成等を図ることが必要である。

これらを念頭に、地方創生を推進するにあたっては、農地の大型化に伴うスマート農業の推進による省力化、低コスト化により、所得向上が見込まれ、農業へのメリットや魅力を感じたUターン就農者が増加傾向にあるため、引き続き担い手の確保と本市の農業を牽引する多様で安定的な経営体の育成に努める。

ウ 合宿の聖地創造

本市は、昭和36(1961)年の朝日町におけるスキージャンプの高校生合宿や昭和52(1977)年の順天堂大学陸上部の合宿を契機に「合宿の里」として、年間を通じ多様な合宿者の受け入れができるよう、受入体制の拡充や施設の整備などに長年にわたって努めてきた。特に、官民で組織する「合宿の里士別推進協議会」を中心に、情報の収集や発信を行い、新たな団体の招致に努めるとともに、市民と一体となった合宿の里づくりを推進し、地域活性化の大きな柱として、様々な取り組みを進めてきたことから、多くのオリンピック選手や実業団選手・大学選手などのトップアスリートが合宿に訪れ、全国有数の合宿地として、多くの選手や指導者に高く評価されている。

東京オリンピック・パラリンピック2020の開催以降も、これまで本市を訪れた多くの選手や指導者との関係を強化しつつ、合宿を起点とした市民と来訪者との交流を深め、より一層まちづくりの推進に努める。

④ 財政構造改革の推進 財政健全化実行計画によるまちづくり・行財政運営の基盤確保

平成30(2018)年度から開始となった「士別市まちづくり総合計画」の着実な実施に向けて、「行財政運営戦略」による様々な取り組みを進めるなか、事業アセスメントサイクルの推進や補助金適正化ガイドラインの策定など進めてきた。しかしながら、急激な速度で進む人口減少や少子高齢化において、社会経済環境の変化による市民サービスの多様化や地域医療の確保、さらには、広大な行政面積を有する本市にとっては、上下水道や道路といったインフラの維持整備など、行政コスト・行政課題は拡大し続けている。

今後、すべての市民が元気でいきいきと、将来にわたり安全・安心に生活していくことのできるまちを築けるよう、「財政健全化実行計画」による、行政組織の機構改革や事務事業再編などあらゆる歳出の見直しから、抜本的な「体質改善」を図り、将来に向かって持続可能な財政運営基盤の確立をめざす。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) 地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標を、

次のとおり定める。

※ 取り組み（事業）の内容は、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」以降にそれぞれ記載。

数値目標項目	基準値	基準年度	2025年 目標値
交流人口	334,312人	2018	460,000人

※交流人口は、観光入込客数のほか地域間交流者数や合宿者数等を含む。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

目標及び施策の達成状況の評価については、主要な各種計画等を審議する「士別市振興審議会」において、計画期間の最終年度である令和7(2025)年度に実施することを基本とするが、必要に応じて、審議会を開催するものとする。

○「士別市振興審議会」⇒ 市民・産官学等の有識者委員 20 名以内で構成

（7）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

（8）公共施設マネジメント基本計画との整合

① 公共施設の維持管理に関する基本的な考え方

※以下、「公共施設マネジメント基本計画」から抜粋

公共施設の基本的な管理に関しては、これまで同様に各所管課において維持・管理を行うものの、今後は、包括的な施設管理・清掃業務の民間委託やさらなる指定管理者制度の導入など、より一層民間活力を導入しながら、人件費を含めた維持管理費の抑制に努めなければならない。また、公共施設マネジメント基本計画において、統廃合や更新など、施設の方針を決定していくうえでは、公共施設等の情報を一元的に管理するデータベースに、次に掲げる点検や診断の情報、劣化状況、修繕や改修履歴などの情報も集約し、台帳等による管理を行うことで、計画的な予防保全や長寿命化などに向けた進捗管理を行う。なお、インフラについては、それぞれの長寿命化計画など、国から示される実施方針などに準じ、適切な維持・管理に努める。

ア 点検や診断の実施について

建築物の点検や診断については、建築物の劣化状況を正確に把握するよう努める。なお、インフラについては、インフラ長寿命化計画など、国土交通省から示される技術基準などに準拠しつつ、所管する部署において適切に点検や診断を実施する。

イ 維持管理や修繕について

これまでの事後対応型の維持管理ではなく、定期的な点検・診断により判明した劣化状況に応じ、必要な修繕（補修）を事前に行い、施設全体の長寿命化に努めつつ、公共施設としての安全性の確保に繋げる。

ウ 耐震改修など安全性の確保について

本市が保有する建築物のうち、耐震改修促進法に規定される「特定既存耐震不適格建築物」の該当となる一部建築物の改修にあたっては、計画的な対応を進める。また、公共施設マネジメント基本計画において検討の対象となっているものは、耐用年数を迎える前に統廃合を行うなど、継続的な運用は行わないものとする。

エ 施設長寿命化について

「予防保全型」の維持管理手法による建築物の保全に関する方針を定め、公共施設全体のライフサイクルコストの抑制に努めるとともに長寿命化を図る。

オ 大規模改修や建て替えについて

施設総量を増加させないように努めつつ、継続して運用する施設は、点検や診断の結果に応じて、適宜改修（補修）を行うことにより、施設全体の長寿命化を図ったうえで、建て替えなどの時期を検討する。

カ 統廃合について

公共建築物の統廃合を計画的に行っていくため、施設毎の今後の取り組み方針を定める。なお、広域的に配置することが望ましい施設は、近隣自治体との広域的な連携も視野に入れ、統廃合などの対応を進める。

② 「過疎地域持続的発展市町村計画」における「公共施設マネジメント基本計画」との整合性と「財政健全化実行計画」について

本計画の目標達成にあたっては、「財政健全化実行計画」に基づき、持続可能な財政

基盤の確立等に向け、「公共施設マネジメント基本計画」の考え方とも整合を図ったうえで、公共施設の最適化や公共施設延床面積の抑制に努めることから、本計画に搭載される事業（詳細は後述）についても、以下の施策を踏まえた内容であるものとする。

ア 公共施設の最適化

- LED化、新電力活用による電気料削減
- 民間活力の一層の活用、指定管理協定内容の見直し等による管理運営事業費の10%削減
- 包括発注等の実施による清掃・警備・保守料の縮減
- 各施設の今後のあり方についての抜本的見直し＝統廃合等の検討
- 「土別市公共施設予防型管理マニュアル」に基づく事前予防型の維持管理によるコスト抑制
- 「土別市公共施設再編等ガイドライン」に基づく公共施設の総量増加の抑制を含む最適化推進

イ 投資的経費の抑制

- 大型公共事業等の抑制＝公共施設総量の増に繋がる施設の新設は行わない
- 投資的事業関連の起債発行額抑制

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流

本市の人口は、昭和30年代の約46,000人をピークに減少を続けており、さらには、少子高齢が進行するなど、本市の行財政運営において大きな問題となっている。

今後、人口減少に歯止めをかけ、交流人口の拡大や移住・定住の促進に向けて、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みを進めている。

移住・定住に関しては、「移住・定住」に関連する情報を一元化するとともに、多様な主体と連携しながら「住まい」や「しごと」など生活に関するサポート機能を有した窓口「移住ナビデスク」を設置し、情報発信や移住希望者のニーズに応じた住宅・職業の紹介、移住の際の手続き先の案内などを行っている。

今後は、UIJ ターンの促進や地域おこし協力隊の受け入れ、まちの個性を活かしたPR活動、さらには、若者の交流や出会いの場の創出などを進めることで、移住者の呼び込みと定住者の確保にむけた取り組みを進めていく必要がある。

地域間交流においては、本市観光振興にとって主要な資源であるめん羊（サフォーク羊）を通じて、オーストラリアゴールバーン市と交流が深まり、平成11(1999)年に「姉妹都市」提携を結んで以降、長年に亘り、高校生の相互短期留学研修事業や市民訪問団の派遣等による国際交流の絆を深めてきた。また、平成22(2010)年には、愛知県三好町（現：みよし市）と友好都市提携を結び、サッカーや野球などのスポーツ交流、小学生の派遣交流事業に取り組んでいる。

また、東日本大震災の影響に伴う原発事故により、全村避難を余儀なくされた福島県川内村とは、平成23(2011)年に、「士別にコラッセ夏学校」を設置し、子どもたちの受け入れを実施して以降、現在も交流を続けている。

そのほか、本市の地域間交流を進めるにあたり、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「合宿の聖地創造」に関する取り組みも重要な役割を担っている。本市は、長年合宿受け入れによるまちづくりを進めてきた。士別地区においては、昭和52(1977)年の順天堂大学陸上部の合宿受け入れを機に、スポーツ合宿によるまちづくりの取り組みが始まり、朝日地区においても、昭和36(1961)年からスキージャンプ競技を中心とした合宿受け入れを行ってきた。これまで、陸上競技をはじめ、ウエイトリフティングやスキーなどの有力選手が本市を訪れており、オリンピック選手や世界選手権の代表選手も数多く合宿入りするなど、全国トップクラスの合宿地として定着している。しかしながら、近年の実業団チームの廃部や縮小の動きとともに、合宿地の取り組みを進める自治体も増加しているなかで、これまでの「合宿の里

づくり」から「合宿の聖地創造」へと転換し、重点プロジェクトとしたことから、施設の整備や受入体制の一層の強化とともに、特色ある合宿の聖地創造を進める一方、幅広い競技や種目の受け入れについても取り組みを進めている。

今後においても、人と人のつながりによる国際交流・地域間交流を進めることで、本市まちづくりの一層の活発化を図っていく必要がある。

② 人材育成

本市の人材育成は、生涯学習が重要な役割を担うという考え方にに基づき、「生涯学習のまちづくり」を掲げ、平成30(2018)年度に「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、公民館講座をはじめとする学習機会の創出や教育施設の整備など、学習環境の充実に努めてきた。

今後も、「第2期人づくり・まちづくり推進計画」に基づき、時代や社会環境の変化等に柔軟に対応した生涯学習の仕組みづくりに努めつつ、市民が主役となったまちづくりを進めることが重要である。

また、自治体が健全な行財政運営を行うためには、各種課題に対して的確に対応するための体制、行政における人材の育成は必須であり、職員個々の資質の向上が組織力の強化にも直結するものである。

本市としては、引き続き職員の人材育成に努めるとともに、組織の力が最大限に発揮されるよう、機動性に富んだ組織・機構の運用が必要である。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流

移住や定住に向けた取り組みとして、移住受入体制の整備とともに、多様な主体と連携し、UIJターンの促進や地域おこし協力隊の受け入れ、まちの個性を活かしたPR活動、さらには、若者の交流や出会いの場の創出などを進めることで、移住者の呼び込みと定住者の確保をめざす。

友好都市や姉妹都市との交流を軸に、異なる地域や国の歴史や文化に触れることによって、私たちの住む地域や国のことを見直し、愛郷心や愛国心を育む機会とするため、引き続き地域間交流や国際交流を促進する。また、地域における市民の様々な交流機会の拡充を図るとともに、交流活動の活性化によって、市民の相互理解と連携を深めるほか、外部の地域や人との交流も進めつつ、「合宿の聖地創造」の取り組みについても、一層強化に努めていく。

ア 移住受入体制の整備

暮らし全般をサポートする「移住ナビデスク」をまちなか交流プラザに設置し、官民一体となった受入体制の強化を図り、移住希望者等への相談や体験移住用住宅などの整備をはじめ、移住後の生活に及ぶまでのきめ細かな対応に努める。さらには、UIJターンの促進や若者の交流や出会いの場の創出などを進める。

イ 移住・定住情報の発信

- 空き家・空き地バンクを活用して、移住に向けた居宅情報の発信を行う。
- 移住定住促進に向けて、ホームページをはじめリーフレットの作成、「まちづくり士別株式会社」を中心とする関係団体との連携のなかで、住んでみたくなる魅力あるまちとしての情報発信に努める。
- 地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、新たな視点・発想により本市の地域資源等の魅力を再発見し、地域の維持・活性化を図る。

ウ 国内交流（地域間交流）の促進

- 愛知県みよし市との交流を中心に、市民を核とした国内他地域との交流を促進する。
- スポーツ団体や文化団体などの各種団体が進めてきた国内の地域間交流活動について、その継続・発展を図る。

エ 国際交流の促進

- 姉妹都市であるオーストラリアのゴールバーン・マルワリー市との交流については、高校生短期留学研修事業を継続するほか、市民による交流活動のさらなる拡大を図る。
- 「土別地域日台親善協会」と連携しながら、台湾との交流のあり方について、検討を一層進める。

オ 国際理解・国際化の促進

様々な国際交流活動の機会を通して、市民の国際理解を深めるとともに、グローバル化や国際化に対応したまちづくりに努める。

カ 地域内交流活動の推進

市民の相互理解や連携強化に繋がる交流活動の促進を図るとともに、交流の場の拡充に努める。

キ 官民連携による合宿招致の推進

官民連携による情報収集やSNSを活用した情報発信に努めるとともに、北海道や道内市町村、ふるさと大使、中央競技団体等との連携を強化し、継続する合宿団体の受け入れはもとより、新規合宿者の招致など、合宿者数の拡大を図る。

ク 施設の整備と受入体制の強化

○ 施設の整備と受入体制の強化

練習場所や宿泊施設など、合宿者ニーズにあった施設の整備・拡充をはじめ、本市の優れた安全・安心な食材を活用した食の提供など、より良い環境整備に努める。

○ 「合宿の里士別推進協議会」を中心として、様々な団体などとの連携のもとで「おもてなしの心」を一層醸成させ、より良い合宿者の受入体制づくりに努める。

ケ 合宿者と市民との交流機会の拡充

合宿者による教室や交流会など、合宿者と市民の交流機会の拡充により、互いの親交を深めるとともに、「合宿のまち」としての意識の高揚と理解を深め、市民のスポーツ・文化活動を推進し、地域の活性化を図る。

② 人材育成

「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」に基づき、「心豊かに 生涯学び続け 人・文化きらめくまち」の基本理念のもと、市民一人ひとりが、いきいきと世代を超えて学びあい、多様な学習と交流ネットワークのもと、学んだことをまちづくりに活かしていくことをめざし、市民の学習機会・環境・体制の充実化を図る。

本市では、農業や観光など産業分野をはじめとして、新たな取り組みへのチャレンジを通して、多くの地域おこし協力隊隊員が活躍しており、任期終了後の定住にも繋がるなど、本市のまちづくり・まちおこしにおいて、重要な役割を担っている。今後も、これまでの行政的な考えや手法にとらわれない民間の考え方や自由度の高い柔軟な発想による活動を、引き続きサポートしていくための態勢を強化するとともに、一層の定住

対策の強化が図れるよう、受入体制や仕組みの充実化を進める。

また、本市職員においては、「士別市職員人材育成基本方針」に基づき、「人事管理」、「職員研修」、「職場の環境づくり」を3本の柱とし、相互に連携した総合的、計画的な人材育成に取り組んでいるほか、能力主義・成果主義を基本とした「人事評価制度」の導入により、業務遂行に当たっての課題克服や目標達成といった視点を盛り込むことで、職員の意欲向上や意識改革を図っている。

引き続き、こういった取り組みを進めていくほか、専門的見識や技能を有する人材の起用によるまちづくりの取り組みの一層の強化も図っていくなど、今後も変化していく地域環境や住民ニーズに柔軟に対応できるよう、行政としての基盤・体制強化に努めていく。

ア 「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」による人材育成に向けた学習環境等の充実

○ 学習機会の充実

家庭教育、学校教育、社会教育の連携や融合によって、現代の課題や地域課題に対応した学習活動の機会を拡充し、生涯スポーツや健康づくり、芸術文化活動、郷土学習、都市交流など、あらゆる市民活動の活性化を図る。

○ 学習環境の充実

学習情報の提供・相談体制の充実、指導者の養成と活用や情報のネットワーク化などとともに施設や設備の整備に努める。あわせて、学習の成果を地域に還元する仕組みを構築するため、市民活動の基盤となる地域活動の活性化を図る。

○ 生涯学習推進体制の充実

総合行政の視点に立ち、横断的な連携・協力体制を確立する。また、市民との協働体制を確立するとともに、生涯学習によるまちづくりについて、調査・研究を深める推進体制の充実を図る。

イ 地域おこし協力隊の積極的な受け入れと体制の強化

引き続き、本市まちづくりの推進における各分野での隊員募集を行いつつ、現隊員の活動支援に関して、一層の体制強化や他地域隊員との連携、地域内連携に努める。

ウ 職員の各種研修等への参加や外部との人材交流の継続

③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 移住・定住、地域間交流

- 地域内外の住民との交流促進
- 天塩川だよりの発行

イ 人材育成

- 医療：圏域医療体制の充実 医師等派遣事業、保健・医療分野の人材育成
- 福祉：福祉体制の充実 福祉分野の人材育成
- 産業：通年雇用の促進 人材育成
- 教育：大学と連携した人材育成 公開講座等における講師派遣等

（３）計画

事業計画（令和３（2021）年度～７（2025）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①地域間交流	国際交流・地域間交流事業	姉妹都市グローバル・マルワリー市や友好都市みよし市との交流活動をはじめとする国際交流・地域間交流を推進する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		文化・交流推進事業費	市民や地域住民団体が取り組む文化・学習事業や交流促進事業に対して支援する。	市民、市民団体	施策の効果が将来に及ぶ
		地域おこし協力隊活動事業	都市部の若者等を協力隊員として受け入れ、まちづくり活動の展開とともに、隊員の定住・定着による地域の活性化を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		みよし市・川内村小学生交流事業	みよし市及び川内村の小学生受入、みよし市への市内小学生派遣をとおし、交流を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	(５) その他	移住定住促進事業	「移住ナビデスク」の委託とともに、移住定住コーディネーターを選任し、情報発信の強化と相談体制の充実を図る。また、各関係団体と連携を図りながら移住者の確保と定住に向けた取り組みを進める。	士別市	
		地方創生推進事業	「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みを推進するとともに、有識者会議において評価・検証を実施し、継続的な取り組みの改善を行う。	士別市	

（４）公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ スポーツ施設

- ア 指定管理者制度や民間委託の活用
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

エ 統廃合

オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

行政が提供すべきサービス内容を見直し、施設の集約化を図っていく。

また、本市が「合宿の聖地」をめざす取り組みとして、スポーツ・交流・宿泊・食の各分野が一体的に取り組みを進めていくことが重要である。そのため、スポーツ施設や宿泊機能を有する施設などの一体的な運営など、さらなる民間活力の導入も含めた検討を進めつつ、サービス水準の向上を図っていく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本市では、恵まれた土地資源を活かして、大規模で専門的な経営体を中心とする農業が営まれるなか、今日まで食料供給基地として良質な農畜産物を安定的に供給し、食料自給率の向上に大きく貢献してきたが、農家戸数は、昭和30年頃をピークに、米の生産調整をはじめとする農業情勢の変革等によって減少傾向が続いている。

農家戸数は、平成22(2010)年には771戸あったが、平成27(2015)年は637戸と5年間で134戸(17.3%)減少しており、このまま減少が続くと10年後には500戸を下回ることが予想される。また、農家人口も同様に減少が続いており、このため、機械化や共同作業による農作業の効率化に加え、新規参入も含めた担い手の確保と新たな労働力調整システムによる労働力の確保が喫緊の課題となっている。農家人口の減少は農業生産に必要な農村環境や地域コミュニティの維持にも影響が懸念される。

経営耕地面積については、全市で概ね14,000haで推移しているが、規模別農家の割合でみると、20ha以上が平成17(2005)年で22.7%だったのに対し、平成27(2015)年には35.9%と約1.5倍に増加しており、一戸当たりの経営耕地面積は拡大傾向にある。特に地域農業の中心となる経営体については20haを超える農地を有している。

経営主の年齢構成は、平成22(2010)年は60歳以上の比率は41.8%となっていたが、平成27(2015)年には半数を超える53.5%まで上昇しており高齢化が進んでいる。

このようななか、本市では、農業者はもとよりJ A北ひびきをはじめとする関係機関・関係団体との連携・協力のもと、農業・農村の振興と発展に向け、各種対策を講じてきたところであるが、農業の持続的発展と農村生活の安定・向上を実現するためには、環太平洋連携協定(T P P)や日E U経済連携協定(日E U・E P A)をはじめとする輸出入などの課題がある。

一方、エゾシカ、ヒグマ、アライグマなどの野生鳥獣による農作物被害も多く、農業経営に深刻な影響を与えていることなどから、地域はもとより広域的連携のもとでの計画的な捕獲駆除対策を実施する必要がある。

② 林業

本市の森林は、行政面積の約74%にあたる83,113haの面積を有しており、このうち国有林は63,066ha、道有林は5,127ha、市有林は2,619ha、民有林が12,301haとなっている。

産業別就業人口でみると、平成2(1990)年には274人であった林業の就業者は、平成12(2000)年で102人、平成17(2005)年では70人と大幅な減少傾向にあるとともに、

50代以上が全体の74%を占めるなど高齢化が進んでいる。

森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の維持・増進など、多面的・公益的な機能を持っており、計画的な保護・育成が求められているが、木材価格の低迷、生産コストの増大などから林業経営を取り巻く環境は依然として厳しく、森林所有者の経営意欲や投資意欲は減退している。

このため、今後は、森林経営計画に基づいた造林・間伐促進、施業の共同化を図るとともに、作業道や林道の整備による低コスト化、安定的な木材供給体制の整備、自然環境を活用した保養施設の整備等を進めるとともに、林業労働者の育成・確保に努める必要がある。

③ 商業

本市の商業は、名寄市と並び、上川北部圏域における中心的位置付けの都市として発展してきたが、近年の人口減少に加え、郊外への大型店進出、都市部など他圏域への消費の流出など、地元商業を取り巻く環境は年々変化してきている。また、近年は、原油の市場価格が高値で推移しているなど、市内中小企業の経営は厳しさを増している。

今後は、ライフスタイル等の変化に伴って、消費者ニーズは一層高度化・多様化することが見込まれることから、活性化に向けた各小売店の意思の統一を基本として、経営者や従業員の意識高揚と経営体質の強化を図るとともに、令和3年5月オープンを迎えた「まちなか交流プラザ（道の駅「羊のまち 侍・しべつ」）」を拠点とする商店街や中心市街地の活性化に向けた消費拡大の取り組み、そのほかサフォークスタンプ協同組合をはじめとする商店街組織のポイントカード事業による取り組みなど、商店街全体の取り組み・組織強化や商工会議所・商工会との連携・基盤強化、時代の変化やあらゆる消費者ニーズに対応した経営戦略の確立が必要となっている。

④ 工業

本市の工業は、木材をはじめとする地場資源型の製造・加工を中心とする業種が多く、そのほとんどが従業員50人未満の小規模事業所であるため、経済変動の影響を受けやすく、長引く景気低迷や新型コロナウイルスの影響を受けるなかで、厳しい状況が続いている。近年では、高度な技術の研究・開発のもとに、新商品等の全国的販売活動を展開する企業も散見されるが、多くの実態としては小規模事業所と個人経営等が主で、経営基盤も脆弱であることから、今後もその育成・近代化を図るとともに、顧客のニーズに即した新製品等開発のための技術者養成や支援体制の強化に努める必要がある。

一方、建設業については、近年の公共事業の縮小によって、厳しい環境下におかれ

ており、市内の一部事業所では、建設業以外の分野への進出による経営の多角化を実施することで基盤維持・強化を図ってきたが、技術者の高齢化や担い手となる若者の市外への流出など、依然として人材育成・確保の面での課題は残る。今後も経営の多角化に対する対応、構造変化や新たなニーズに対応しうる技術力の向上、人材育成・後継者対策といった、様々な産業振興施策を推進していく必要がある。

⑤ 地場産業の振興と起業の促進

地域経済の活性化や地域の活力を創出するうえで、地域に根ざした地場の産業を育成することは極めて重要であり、地域産業の活性化を図るためには、既存企業の振興に加えて、新たな製品の開発と起業化の促進が不可欠となっているほか、企業立地促進条例による新規企業誘致も進めていく必要がある。

本市の特徴でもあり地域資源でもあるサフォーク種の羊を活用したオリジナリティあふれるグッズ開発、そのほか地元産サフォークによる新メニューなど、関連事業やビジネスが展開されているほか、地元農畜産物を活用した地場製品の研究開発、商品化が進められるなかで、「羊籠包」「ライスバーガー」など数々の特産品も誕生しているほか、農業者等による農畜産物の加工販売も盛んに取り組まれている。

⑥ 企業誘致

地場産業の育成と同様に、就労機会の拡大や就業者の安定雇用、さらに所得水準の向上などに結びつく企業誘致は特に重要な施策であり、労働力の確保や受け入れ場所の確保、輸送体系の確立などの諸条件を整備するとともに、各関係機関との連携を密にしながら受入体制の強化に努める必要がある。また、企業立地促進条例や特定遊休財産制度による駅南工業団地や本市遊休地の活用促進を図り、新規企業の誘致を促進する必要がある。

本市では、これまで積雪寒冷という自然条件を活かし、自動車等の試験研究施設のほか、地場資源を活かした石灰鉱業所などの誘致を実現してきた。また、基幹産業の柱である農業振興にも大きな役割を持つ甜菜製糖所が立地しているほか、近年では、本市廃校跡地を活用した食用オイルを生産する合同会社や養豚による大規模農業生産法人、道外企業による本市観光資源でもあるサフォーク羊の飼養など、新たな企業の誘致が進められている。

昨今の新型コロナウイルスの影響をはじめとして、不透明な経済情勢下にあっては、新たな企業の立地は極めて困難な状況にあるが、近年の誘致事例等のノウハウや自然条件を強みに、長期的展望に立ちながら粘り強く、立地企業の規模拡大や新たな企業の誘致活動を展開していく必要がある。

⑦ 観光・レクリエーション

本市の観光資源には、道立自然公園の「天塩岳」をはじめ、「岩尾内湖」や「羊と雲の丘」、さらには、天塩岳を源流部とする北海道第2の長流「天塩川」が市域を横断しており、ありのままの豊かな自然やすばらしい景観が広範囲に点在している。これらの観光資源を活かした本市ならではの体験型観光やサフォーク羊を活用した観光客の誘引により、国内外の団体・個人観光客など交流人口の拡大を図る必要がある。また、「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」による、広域連携での地域アピール、道の駅「羊のまち 侍・しべつ」を拠点とした観光情報発信やサイクルツーリズムなどの取り組みも必要である。

今後は、既存施設の効果的活用による「見て・食べて・体験する」滞在型の観光事業の拡大や恵まれた「自然」と「農業」の連携を深めた独自性に富んだ観光事業の展開など、観光客のニーズを的確にとらえた設備の充実とともに、道の駅を中心とした商店街との連携によるイベント開催など、一層魅力ある取り組みを進めなければならない。

⑧ 雇用

本市の雇用情勢については、有効求人倍率が1.00を下回っているものの、市内2校の就職を希望する新規学卒者の就業率は高い水準を維持している。

こうしたなかで、これまで同様、士別地域通年雇用促進協議会を核として、事業者や関係機関・団体・行政が一体となって様々な対策を推進し、雇用機会の創出を図っていく必要がある。

⑨ 勤労者福祉

本市の勤労者福祉については、企業に対する福利厚生事業等への支援によって、一定の環境整備を図ってきた。しかし、今日の勤労者の就業意識や雇用形態の多様化に伴う、ワーク・ライフ・バランスなど男女が共に働きやすい職業生活の実現が求められるなかで、今後一層の労働環境の整備と総合的福祉事業の推進を図る必要がある。

(2) その対策

① 農業・林業 ※法第26条の規定含む

本市の農業・農村が貴重な財産・資源として持続的に発展するためには、「士別市農業・農村活性化計画」により、士別地域特有の自然条件に適合した「土づくり」を基本に、「人づくり」「収量アップ」、環境保全や活力ある地域の維持発展、老若男女が意欲的に活動できる「農村づくり」をめざす。また、ほ場の大区画化、ICTの活

用による作業省力化、後継者・担い手対策、労働力確保対策など、農業・農村が安定的に発展していくための環境づくりに努める。

畜産においては、適正な飼養管理技術の向上、公共牧場の活用や基盤整備の実施など畜産経営の安定・向上に努めるとともに、地域連携のもと畜産クラスターの継続的な推進、担い手の育成や生産基盤の強化による収益性の向上、消費者に安全・安心な畜産物の提供、環境負荷の小さい魅力ある酪農・畜産の実現と持続的な発展をめざす。なお、サフォーク羊においては、優良種の確保や飼養管理技術の継承、安定的な供給体制の確立によるブランド化をめざし、関係団体で構成される「サフォークランド士別プロジェクト」を中心に、羊のまち「サフォークランド士別」のPR強化や飼養者の担い手確保、計画的な増頭などの取り組みを進めていく。

市有林を中心とした森林整備は、北海道や森林組合と協力し、計画的に進める。また、安定した事業の継続と木材供給に努めるほか、新規就労者の育成に取り組む。そのほか、高性能林業機械や木材加工機械の導入は、国の施策を活用し、効率的かつ多様なニーズに対応できる機械の導入に努める。

ア 農業

農業の振興については、「士別市農業・農村活性化計画」に基づき、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立をはじめ、豊かな生産基盤の確立、担い手の確保と安定的な経営体の育成、自然環境と調和した農業・農村の機能増進、活力ある農村の構築に努めつつ、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる、農業未来都市の創造をめざす。

イ 林業

林業の振興については、「士別市森林整備計画」に基づき、私有林の整備と雇用の促進をはじめ、高性能林業機械、木材加工機械設備導入の促進と地域材の活用、市有林の整備の促進を図る。

② 商業・工業 ※法第27条の規定含む

活気ある商業の構築を図るため、豊富な商品知識と機動性の高いサービス提供など、魅力ある店づくりに向けた取り組みを推進し、集客力を上げる商店街をつくるための事業や商業団体への支援などのもとに、賑わいを創出する魅力的な商業空間づくりに努めつつ、「利便性の高いまちづくり」に関しては、関係機関の連携のもと、本市の特性などに見合った手法等について調査研究を進める。

工業・建設業等は、安定的発展に向けて、新たなニーズに対応できる技術力の向上や地域産業を振興する人材の確保・育成に努めるとともに、経営基盤の強化を図る。

「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」において、本市の農畜産物や加工品等の販路開拓、経済交流を図るほか、「サフォークランド士別プロジェクト」を中心とする市内団体等の取り組みによって、士別サフォークラムをはじめとする地元農畜産物を活用した新製品の研究開発を進める。

「農・林・商・工・消」が連携する市民運動として、「ラブ士別・バイ士別運動」を推進し、地元産品やものづくり技術などの地域資源をさらに活用・育成するなかで、市民の要望に合った全市的なまちづくり運動として、地元経済の活性化、産業の振興を図る。

企業の技術力などの向上と経営基盤の強化に向けた取り組みに対する支援に努める。また、地域の特色ある資源を活かした商品開発・起業化に繋がるよう、HPやSNS等を利用した情報提供や「士別市中小企業振興条例」に基づく制度の活用促進、地場産品の販売経路の拡大を図る。

ア 賑わいのある魅力的な商業空間の形成

- アドバイザー事業や空き店舗活用事業などの支援により、豊富な商品知識や機動性の高いサービスを有する小売店をめざすなど、特色と魅力ある店づくりを促進する。
- 中心市街地の賑わい創出を目的として整備した、「まちなか交流プラザ」を中心に、消費者の利便性向上や利用する人たちの交流を図るとともに、集客力のある商店街づくりを推進する。
- 公共施設や商店などの各種機能を中心市街地に集積する「利便性の高いまちづくり」について、関係機関などとの連携をもとに、本市に見合った手法を調査研究する。

イ 経営体質・基盤の強化による経営の安定化

- 中小企業の経営安定化を図るため、経営を改善する調査・相談・指導業務を行うほか、住宅新築・改修における助成事業や各種制度の活用による商工業団体への支援を行う。
- 中小企業の資金調達円滑化を図るため、本市独自の融資制度の充実に努めるとともに、制度資金の融資とその利子等の補給、国・北海道などの融資制度の活用促進を図るため、積極的な制度周知に努める。
- 技術革新の進展や顧客ニーズの多様化に対応するため、従業員等の派遣研修事業や職業訓練指導員・技能士の資格取得と認定職業訓練へ支援するとともに、研修会などで地域産業振興のための人材を確保・育成する。
- 企業の技術力向上を図るため、従業員等を養成する職業訓練施設の設置に対し

て支援を行うほか、工業新製品等の研究開発費用への支援を行い、企業の経営安定と技術開発を促進する。

ウ 新分野参入への促進

中小企業の新分野参入のため、優良事例などの情報提供や新事業展開への知識習得セミナー・相談会の開催を進めるとともに、国際経済交流における新規販路開拓、経済交流の初期投資費用への支援を行い、その円滑化を図る。

エ ラブ士別・バイ士別運動の推進

「ラブ士別・バイ士別運動推進協議会」を中心として、「農・林・商・工・消」が連携する全市的なまちづくり運動として推進するとともに、産業フェアなどの各種イベントでの地場製品の消費拡大やPRなど、さらなる地産地消を進める。

また、若い人たちがより参画できる事業の推進に取り組み、地元経済の活性化や地元産業の振興を図る。

オ 地場産業の振興と起業の促進育成

- 企業の技術力・人材・マーケティング力などの強化に向けて、「士別市中小企業振興条例」に基づく制度利用を促進し、経営基盤の強化を図る。
- サフォーク関連商品など、地域の特色ある資源を活用した特産品の開発や工業製品の研究開発費などに対する支援を行い、地場製品の開発を促進する。
- 士別観光協会や農林畜産物などを活用した特産品を販売する事業者、団体などと協力・連携し、利用者ニーズに合った手法等による情報提供に努める。また、国内外で開催される物産展等での販売、地域PRなどにより、地場製品の販路拡大を図る。
- 地場産業の振興を目的に、新たに創業を行う企業に対し必要情報を提供、支援するとともに、「士別市中小企業振興条例」に基づく助成や国・北海道などの助成制度を広く周知し、起業化の促進に努める。

③ 企業誘致

企業誘致については、立地企業の規模拡大や関連企業の誘致などの働きかけを行うとともに、本市の自然・気候・産業などの地域特性を活かした誘致を継続するほか、自動運転やドローンなどの技術革新に対応した、新たな施策展開に向けての検討も進める。

ア 立地企業の規模拡大や関連会社などの誘致について働きかけるとともに、国

や北海道と綿密に情報交換し、試験研究に適した地域として求められる環境や条件など、企業側が必要とする内容について調査を進める。また、「自動車等試験研究のまち」の取り組みについて、市民の理解や関心をさらに深めるとともに、企業とのつながりを強化するためイベントなどを企業と連携して実施する。

イ 「士別市企業立地促進条例」による固定資産税の減免など、各種助成制度の活用による企業誘致のさらなる促進を図る。

ウ 工業団地の分譲販売を促進するとともに、旧学校施設や公共施設などの遊休財産の活用に向け、「士別市企業立地促進条例」の周知や情報発信、関係団体への情報提供を行う。

④ 観光・レクリエーション ※法第28条の規定含む

本市の観光資源の魅力を最大限に活かすため、様々な体験プログラムを構築し、「個人旅行」が主流の情勢に対応するため、HPやSNSなどを活用した観光やイベントの情報発信を強化する。

観光協会、行政、民間が連携した新たな組織体制を構築し、市内においては「合宿の里士別推進協議会」などと連携強化を図り、来訪者へのホスピタリティあふれる対応に努める。

なお、平成30(2018)年度策定の「士別市観光振興基本計画」に基づき、観光分野全般に渡る基本的な施策の推進を図るほか、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町で構成する「着地型観光推進協議会」による広域連携、そのほか「士別地域日台親善協会」とも連携し、一層の観光振興を図る。

ア 地域資源を活用した観光の推進

○ 独創的な着地型観光の構築

本市の観光拠点である「羊と雲の丘」のほか豊かな自然、サフォーク種めん羊などの資源を活用し、毛刈り・シープドッグショー・羊毛工芸・農作物収穫体験・登山・フットパス・サイクリングなどのアウトドア体験やスノーモビル、スノーシューなどの冬の体験もメニュー化し、工夫を凝らした着地型観光を四季を通して推進する。

○ 食ブランドの構築

稀少な地域ブランド羊肉「士別サフォークラム」や新鮮な農畜産物を活用した、本市でしか味わえないオリジナルメニューの開発と普及拡大により、さらなるブランド化を進める。

○ 広域観光ルートの形成

「団体旅行」と「個人旅行」の双方の観光客誘致をめざし、「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」「あさひかわ観光誘致宣伝協議会」「道北観光連盟」と連携・協力して、魅力ある広域観光ルートの形成を進める。

○ スポーツ合宿との連携

スポーツ合宿で訪れる方に対する観光案内を行うとともに、「合宿の里士別推進協議会」と連携し、観光やイベント、特産品や土産品などの情報提供などに努める。

○ 台湾を中心とする外国人観光客誘致

台湾を中心とする外国人観光客誘致に向け、各種プロモーション活動や案内看板設置・パンフレット製作など受入環境整備を行う。

○ 天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトによる取り組みの推進

豊かな自然環境を活かし、その魅力を高めるとともに、情報発信や地域ブランド化の推進により交流人口の拡大を図る。

イ 情報発信の強化と観光案内の確立

HPやSNS等による観光・イベントの情報発信を強化するとともに、来訪者が増加する週末の観光案内体制の確立をめざす。また、1市3町による着地型観光の拠点地域として、広域の情報発信と観光案内を推進する。

ウ 観光推進体制組織の強化

○ 観光推進体制組織の強化

観光情報の収集・発信や観光誘致、来訪者に対する宿泊・体験など総合的な観光案内をはじめ、広域連携による着地型観光の拠点も担えるよう、観光協会・行政・まちづくり団体等が連携して観光推進体制と組織の強化に取り組む。

○ 広域連携組織の強化

国内外観光客の誘引のため、「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」のさらなる発展をめざすとともに、旅行客や旅行会社に対し効果的な活動を実施する。また、多くの方々にこの地域を認知してもらうため、その「ネーミング」を検討する。

⑤ 雇用・勤労者福祉 ※法第29条の規定含む

労働者の雇用機会の確保・拡大とあわせて、地域の創意工夫による就労場所の創出により、労働人口の増加と季節労働者の通年雇用化を推進するとともに、各種助成制度により、労働環境の整備改善と総合的な福祉事業を推進し、勤労者福祉の充実を図

る。

急速な技術革新の進展や時代のニーズに即応した人材の育成に向けて、職業能力開発向上に努めるとともに、高年齢者の知識と経験に基づく労働能力の活用により、生きがいと活力ある地域社会づくりを進める。

ア 雇用の安定と拡充

○ 雇用開発の推進

国・北海道の各種制度や「士別市中小企業振興条例」「士別市企業立地促進条例」などに基づく事業の活用によって、新たな雇用機会の創出拡大に努める。

○ 若年層の地元雇用の促進

新規学卒者の求人要請や求人開拓を図るとともに、若年者の地元雇用とＵターン等労働者雇用のため、企業説明会や見学会などの支援事業を実施し、優秀な人材確保に努める。

○ 季節労働者雇用対策の推進

関係機関などとの連携のもと、国・北海道などの雇用支援制度の活用によって、季節労働者の通年雇用化と冬期就労の場を確保・拡大し、季節労働者の生活安定を図る。

○ 離職者等の雇用促進

ハローワークとの連携によって雇用情報を適宜提供し、離職者の就職促進を図るとともに、障がい者の雇用支援に向けた取り組みを進め、地元産業の雇用動向を的確に把握しながら、就職後の職場定着が図られるよう適切な就労支援に努める。

イ 労働環境及び勤労者福祉の充実

○ 労働環境の整備改善

若年層や女性、非正規雇用労働者など、働くすべての人々の労働条件改善に向けた取り組みを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進を含めた労働環境の整備に努める。

○ 労働福祉の充実

退職金制度や福利厚生施設設置に対する支援のほか、勤労者に対する生活・住宅等の制度資金融資を実施し、労働福祉の向上に努めるとともに、勤労者福祉団体の運営や事業の支援により、勤労者の福利厚生の充実に努める。

ウ 職業能力開発向上の促進

商工会議所などとの連携のもと、新入社員や中堅社員の接遇研修、能力開発セ

ミナーなどの研修事業を実施し、人材の育成を図る。また、従業員等の研修事業への派遣や技能労働者の育成、季節労働者等の各種職業訓練や研修事業等に対する支援を行い、職業能力の開発向上を図る。

エ 高齢者労働能力の活用

シルバー人材センターの受託事業や運営事業等に対する支援とともに、高齢者の優れた労働能力の活用を図り、長寿社会に即応した健康増進と生きがいづくりに努める。

⑥ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 地域資源を活用した観光と地場産品の振興

- 観光協会等支援
- 観光施設等の整備・運営
- イベント情報等の共有と相互参加・P R
- グリーンツーリズム事業

イ 鳥獣被害防止対策の推進 鳥獣被害防止対策事業

ウ 通年雇用の促進

- 通年雇用の促進
- 人材育成

(3) 計画

事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
	①農業	農業農村整備促進費活用事業		士別市	
		国営農地再編整備事業		国	
		農業農村整備事業		士別市	
		国営てしおがわ剣和地区負担金事業		国	
	②林業	森林整備促進事業		士別市	
		森林環境保全整備事業		士別市	
	(9) 観光又はレクリエーション	羊と雲の丘整備事業		士別市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	①第1次産業	農業農村担い手支援事業	農業の担い手の確保と育成を図るため、農業・農村担い手支援規則に基づく支援を行う。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		甜菜作付振興事業	寒冷地農業の基幹作物である甜菜の安定的な生産振興を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		国営造成施設管理体制整備促進事業	農業水利施設の適切な管理を維持するため、国営造成施設管理体制整備促進（管理体制整備型）事業により、管理体制の整備及び強化を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		めん羊振興事業	新規飼養者の確保等により、経営の安定化や観光の振興を図るとともに、めん羊生産基盤の確立や羊肉のブランド力向上させ、羊のまち「サフォークランド士別」としてのまちづくりを推進する。	士別めん羊生産組合、サフォークランド士別プロジェクト	施策の効果が将来に及ぶ
	②商工業・6次産業化	住宅改修促進助成事業	地元建設業者を活用し、居住する住宅を改修した場合、工事費の一部を助成する。	士別市、市民	施策の効果が将来に及ぶ
		住宅新築促進助成事業	地元建設業者を活用し、居住する住宅を新築した場合、建築床面積を基準として助成する。	士別市、市民	施策の効果が将来に及ぶ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	企業誘致推進事業	士別市	
		自治会活動補助事業	自治会	
		雇用対策事業	士別市	
		職業能力開発事業	士別市	
		農作物栽培試験・栽培技術向上推進事業	士別市	
		中山間地域等直接支払交付金事業	士別市、生産者	
		多面的機能支払事業	士別市、生産者	
		酪農ヘルパー推進補助事業	士別市、生産者	
		畜産担い手総合整備事業	士別市、生産者	
		森林整備担い手対策推進補助事業	士別市、事業者	
		有害鳥獣被害防止対策事業	士別市	
		中小企業振興条例促進事業	士別市、事業者	
		特産品振興対策事業	士別市	
		観光誘致宣伝活動推進事業	士別市	
		観光イベント推進事業	士別市、 士別観光協会、 各種実行委員会	
		天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業	士別市	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
士別市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本項「3 産業の振興」(2)及び(3)、(4)記載の内容とする。

(5) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ 観光・レクリエーション施設、産業振興系施設

- ア 指定管理者制度や民間委託の活用
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

エ 統廃合

オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

行政が提供すべきサービス内容を見直し、施設の統廃合などを進めつつ、さらなる民間活力の導入を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 交通

本市においては、旭川市と稚内市を結ぶＪＲ宗谷本線や都市間高速バスなどの、広域的な公共交通のほか、市域内においては、主要集落間・主要施設の接続や市街地を循環する路線バスをはじめ、朝日地区内で運行するコミュニティバスやタクシーが地域住民の足を守る公共交通となっている。

ＪＲ北海道においては、平成12(2000)年３月に特急列車の運行が実現し、利便性が大幅に向上する一方、乗用車が一般的な交通手段として定着したことによる利用者の減少や北海道の広大な面積のなかで、多くの路線を維持するためのコスト面の問題等により、近年、経営は非常に厳しい状況となっており、料金やダイヤ改正、地方路線存廃の検討など、多くの課題に直面している。

また、路線バスは、自家用車が利用できない市民にとって、重要な交通手段の一つであるが、広い市域内の分散した集落間を結ぶ運行系統が多いため、利用者の減少が続くなか、ほとんどが不採算路線となっている。このため、バス事業者の赤字と市の財政負担は増大する傾向にあるが、環境問題や高齢社会のなかで、バスに対するニーズも多様化しており、効率的で利便性の高い、持続可能な公共交通となるよう運行体制の見直しが必要となっている。

こうしたことから、人口減少やマイカーの普及のなかで、公共交通機関を取り巻く地域の様々な問題のほか、原油価格の高騰などもあり、従前どおりの運行が極めて厳しい現状となっている。

そこで、本市では、平成30(2018)年度に「士別市地域公共交通網形成計画」を策定し、生活交通の利便性向上や交通ネットワーク形成、地域を支える新たな公共交通体系の導入、持続可能な公共交通網の構築を支える利用促進など、計画に基づく各種施策を積極的に展開している。

② 情報・通信

高度情報社会の到来により、様々な情報システムが社会や経済をはじめ、個人の豊かな生活を支えるとともに、パソコン・携帯電話などの情報機器やインターネット環境などの情報通信網の飛躍的改善と普及が、市民の暮らしや地域産業のあり方を大きく変えてきている。

国においては、電子行政に関する新たな戦略として、令和２(2020)年１２月「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」を発出した。この推進計画では、新型コロナウイルスへの対応において、地域・組織間で横断的にデータ活用が十分にできないことなど様々な課題が明らかとなり、今後、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速

に対処するとともに、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく必要があるとし、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、めざすべきデジタル社会のビジョンが示された。

自治体には、行政サービスのデジタル技術やデータを活用することで、住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくことが求められている。また、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データ形式の統一化等を図りつつ、円滑な流通を促進することによって、行政の効率化・高度化を図ることが可能となる。

本市情報インフラの取り組みでは、全市に光ファイバー網の整備を進めており、さらなる市民の利便性と行政サービスの向上に努めている。

(2) その対策

① 交通 ※法第31条の規定含む

移動手段の確保は、市民の生活に欠くことのできない基本的なインフラであり、効率的な運行に取り組むなかで、持続可能な交通網を維持する必要がある。

都市間の移動に欠かすことのできないＪＲは、路線存続に向けて「宗谷本線活性化推進協議会」を中心に、国や北海道、ＪＲへの要望を行うほか、利用実態に基づいた利用促進策に取り組む。

市民の足として欠かすことのできない路線バスについては、地域住民や利用者と意見交換などを行うことで、より効率的で利便性の高い運行形態の維持に努めるとともに、利用者にやさしい車両の導入や利用者の拡大等に向けた活動を行う。

ア 地域の実情に沿った、将来も持続可能な効率的で利便性の高い運行体系の構築のため、「士別市地域公共交通網形成計画」に基づく取り組みを進める。

イ 「宗谷本線活性化推進協議会」などを中心に、利用の促進や維持に向けた対応策の検討・実施などを行う。また、国や北海道、ＪＲ北海道への要望活動を継続して行う。

ウ ＪＲ士別駅について、駅前広場とあわせて公共交通結節点として、利用者の利便性確保を基本とする必要な機能の整備、ＪＲの利用促進、駅前における公有地の有効活用を図る。

エ 路線バスの効率的運行と利便性向上

○ バス輸送の充実と調査研究

地域とバス会社との連携のもとに、実情に応じた適切な運行形態の検討を行い、より効率的で利便性の高い運行をめざすとともに、利用者にやさしい車両の導入や利用者の拡大に努める。

○ 新たな交通システムの調査研究

地域内での輸送の確保について、時代とともに変化する新たな交通システムの導入に向けて、本市に与える効果について調査研究を進める。

② 情報・通信 ※法第30条の規定含む

今後も、一層の技術的進展と利用範囲の拡大が予想される情報・通信システムにあつては、新たな情勢の変化に対応しうる体制づくりに努めるとともに、市民や地域のニーズを的確に把握し、それらに対応したシステムの整備に努めていく。

ア 大規模災害により重要な住民情報の喪失を防ぐため、各種情報システムのクラウド化を促進し、高いセキュリティを備えたシステムの構築を図る。さらには、市民サービスの向上に繋がるシステム及び制度の整備など、行政サービスのデジタル化を進める。

イ 高速ブロードバンドや携帯電話通信エリアの拡大など、情報格差の解消はもちろんのこと、デジタル技術やデータの活用など、地域のデジタル化を推進することで、市民の利便性を向上させる取り組みを進める。

③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 地域公共交通の確保

○ 生活バス路線の維持・確保

○ 多様な交通手段の確保

○ 複合交通センター管理運営

イ 交通ネットワークの形成

ウ 地域公共交通計画（広域計画）の策定（その他の広域連携の取り組み）

(3) 計画

事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設				
	①ブロードバンド施設	光ファイバー整備事業		士別市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①その他	地域公共交通総合対策事業	地域公共交通網形成計画に基づき、効率的で利便性の高い公共交通体系の確立に向けた取り組みを進める。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		コミュニティバス運行事業	朝日地区における地域住民の生活交通を確保するため、コミュニティバスを運行する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ その他施設

ア 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

イ 現状維持または拡大

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

○ 道路・橋梁 ※交通は「4 地域における情報化」に記載

本市では、士別地区の中央部を南北に縦断する国道40号と中心市街地から西方に走る国道239号、さらには朝日地区を通過する道道士別滝の上線を主要幹線として、一般道道14路線と市道759路線の道路網によって、市民生活や産業活動の基盤を形成し、それぞれ計画的な整備が進められている。

これらの道路の総延長は1,052.7kmで、このうち国道が33.6km、道道が183.0km、市道が836.1kmとなっている。(令和3年3月31日現在) 一方、北海道縦貫自動車道(旭川～名寄間)の建設が順次進められており、平成15(2003)年度には、士別剣淵ICの供用が開始され、現在、士別剣淵ICから名寄までの24kmについては新直轄方式により整備が進められている。こうしたなかで、北海道縦貫自動車道(士別剣淵IC～名寄間)の円滑な事業展開や国道・道道の一層の整備促進とともに、これらへのアクセス道路網の整備など、広域的ネットワークを視野に入れた道路網の充実を図っていかなければならない。

また、本市道路網の79.4%を占める市道の整備については、国道が100%、道道95.1%の舗装率であるのに対し、市道は48%という現状(令和3年3月31日現在)にあり、今後とも計画的な整備と維持管理を進めていく必要がある。特に、都市計画街路については、均衡ある発展と市街地の道路網の骨格をなすという重要な役割を担っていることから、街路整備計画に基づき、整備の進捗を図る必要がある。また、このほかの市街地内道路についても、生活環境の向上の面から、生活道路整備や歩道のバリアフリー化などを一層進めていく必要がある。

橋梁については、国道17橋・道道93橋・市道360橋(令和3年3月31日現在)となっているが、架設後の経年によって老朽化の進んでいる橋梁や幅員の狭い橋梁もあり、長寿命化計画に基づいた架替や修繕が必要である。

一方、特別豪雪地帯にも指定されている本市においては、冬期間の安全で快適な道路交通の確保は重要な課題であり、国・道との相互連携のもとに、雪寒機械の導入や除排雪体制のさらなる拡充に努めるとともに、流雪溝や融雪溝においても、機器類の更新時期等を鑑みながら、適切かつ効率的な維持管理と更新を進める必要がある。

(2) その対策

安全で快適な交通網の実現のため、国道・道道を広域幹線とした市街地道路網の整備は、「都市計画街路」の位置付けを計画的に見直すなかで、市街地形成の的確な将来予測を行い、市街地の均衡を図るため整備箇所の検討を行う。

北海道縦貫自動車道の整備については、沿線地域における影響に十分配慮し、国と調整を図りながら、早期完成をめざす。

橋梁の長寿命化を図るとともに、生活道路や歩道のバリアフリー化など、適切な維持管理や効率的な更新を行う。

冬期間の快適で安全・安心な生活環境の実現に向けて、国や北海道との連携のもと、幹線道路や生活道路の除排雪を行う。また、地域住民の協力のもとに、流雪溝や融雪溝の維持管理と利用促進に努める。

① 道路網の整備

地域・地区の現状と市街地の将来予測を行い「士別市都市計画マスタープラン」に位置付けられている街路の見直しを行い、計画的な整備に努める。

② 生活道路の安全性の向上

ア 地域内生活道路の整備

広域幹線となる国道・道道の整備を促進し、あわせて地域の生活環境に適合した生活道路の整備を図るとともに、橋梁の長寿命化の整備を行い、安全性の向上を図る。また、高齢化が一層進むことが予測されるため、歩行者にやさしい歩道環境の整備を図る。

イ 北海道縦貫自動車道の整備促進

士別剣淵 I C～名寄 I C間の早期完成に向けて地域を挙げた取り組みを推進する。あわせて士別剣淵 I C～和寒 I C間の「4車線化」の早期着手のほか、北海道縦貫自動車道と旭川空港を結ぶ道路整備についても要望活動を展開するなど、安全性の確保や利便性向上といった視点による道路交通網の整備をめざす。

ウ 道道士別滝の上線の整備促進

道道士別滝の上線朝日市街地道路整備の早期完成に向けて、北海道と連携し取り組みを推進する。また、道路整備と一体的に市道交差点の改良をはじめ、上下水道施設の改良等を進めることで、住環境の整備、空き家・空き店舗の活用促進と市街地の活性化及び地域コミュニティの形成を図る。

さらに、コンパクトなまち並みを活かした統一性のある景観整備など、地域と連携した取り組みにより、合宿・観光など交流人口の拡大に努める。

③ 冬期間の快適な道路環境の実現

ア 除排雪体制の充実

各道路管理者の連携のもとに、国道、道道、市道の除排雪の充実に努める。

イ 除雪機械の更新・整備 除雪機械の更新・整備を進める。

ウ 流雪溝と融雪溝の維持管理

地域住民の協力のもとに、流雪溝や融雪溝の適切な維持管理と利用促進に努める。

④ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

各種期成会活動の推進

（３）計画

事業計画（令和３（2021）年度～７（2025）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	（１）市町村道			
	①道路	市道整備（単独）事業	士別市	
		市道整備（補助）事業	士別市	
	②橋りょう	橋梁整備（補助）事業	士別市	
	③その他	交通安全施設整備事業	士別市	
		道路側溝・環境整備事業	士別市	
	（６）自動車等			
	①自動車	除雪機械整備事業	士別市	

（４）公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ 道路・橋梁

今後の維持管理について、一部幹線道路において、舗装合材を長期にわたり良好な状態を保つことができる素材を採用しており、今後も修繕や改良とあわせて、長寿命化の取り組みを実施する。一方、橋梁においては、老朽化に対する安全性確保に向けた取り組みとして、法令に基づき５年に１度の近接目視による点検を実施しており、施設長寿命化に向け、今後も、「士別市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく維持管理を行っている。

行政面積が広い本市では、道路の延長や橋梁数が多い状況にあり、維持管理費も多額となっているが、市民生活の基盤となる施設であるため、今後の人口減少に伴って市の財政規模が縮小した場合においても、現状規模を基本に維持していく必要がある。そのため、予防保全型の手法をはじめ、より効率的・効果的な維持管理手法によって、計画的に修繕などを実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

本市の水道事業は昭和28(1953)年の給水開始以降、4期にわたる拡張事業に取り組み、令和2年度末における普及率は83.6%に達しており、市民の生活環境の向上や急速な経済成長への水需要に対応してきたが、近年では景気の低迷や人口減少、節水意識の高まりによる水需要低下など、水道事業を取り巻く情勢は厳しさを増している。

浄水施設能力は、全体で1日最大給水量10,600m³の能力を有し、東山浄水場では1日最大給水量9,900m³の能力で、温根別地区や多寄地区に給水しているが、多くの施設は老朽化が進み将来において更新需要が増加していく見込みである。

浄水施設と同様に、老朽化した配水管についても計画的な布設替えが必要であり、あわせて災害時における給水拠点への供給を確保する事業も進めなければならない。

このような状況に対応していくため、経営基盤の強化が不可欠であり、適切な財源の確保について検討が必要となる。

② 下水道

本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設事業により衛生的で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めてきた。

士別処理区の公共下水道事業は、昭和36(1961)年の事業着手、昭和49(1974)年に士別下水処理場の供用を開始し、令和2年度末における処理区域面積は611.7haとなり水洗化普及率は99.5%となっている。

朝日処理区の特定環境保全公共下水道事業は、平成6(1994)年の事業着手、平成12年に朝日浄化センターの供用を開始し、令和2(2020)年度末における処理区域面積は95.0haとなり水洗化普及率は88.1%となっている。

公共下水道処理区域以外は、農業集落排水事業や個別排水処理施設事業の利用を推進し、普及促進に取り組んでいる。

供用開始から45年が経過した士別処理区では、平成17(2005)年より合流式下水道区域の完全分流化をめざす合流改善事業を継続して実施、平成26(2014)年には「士別市公共下水道（水処理施設）長寿命化計画」を策定し、老朽化する士別下水処理場やマンホールポンプ所の機械、電気設備を計画的に施設更新を図っている。

これまで整備してきた多くの施設は、順次耐用年数を迎えることとなるが、近年の景気低迷や人口減少に伴う水需要の低下により、更新需要の増加に対応する財源確保が厳しい状況であり、将来を見据えた施設規模の見直しや経費削減、適切な使用料等について検討が必要となっている。

③ 安全・安心な地域づくり

安全で安心して生活できる地域社会は、市民みんなの願いであるなか、交通事故や犯罪、詐欺まがいの悪質商法など、私たちの暮らしを脅かす要因は、これまでと同様に増加傾向にあり、その形態も多様化するなど市民の不安は広がっている。このようななかで、本市においては、平成18(2006)年に制定した「士別市安全で安心なまちづくり条例」を基本に、関係機関や団体の連携のもとで様々な取り組みを進めてきたところである。

今後も、警察、自治会、交通安全運動推進委員会、交通安全協会、防犯協会、消費者協会等の関係機関・団体、さらには学校、PTA、各種事業所など、多くの市民の協力によって、交通安全運動や防犯対策、悪質商法対策や消費者力の向上など、様々な啓発活動を継続的に行い、安全・安心な社会づくりに努めていく必要がある。

また、本市の災害については、特に多いのは風水害となっており、近年では、平成28(2016)年に1週間で3つの台風が連続で上陸し、床上浸水のほか道路・河川への被害などが発生している。なお、地震については、極めて発生が少ない地域であり、過去に発生した地震で人命や住家に被害が生じた記録は認められないが、平成30(2018)年の北海道胆振東部地震では、市内全域が停電となった経緯がある。

近年は地震をはじめ、全国的に大規模な災害が数多く発生しており、防災に対する意識の高まりや様々な災害に対応するため、「士別市地域防災計画」等に基づき、非常時における防災体制や危機管理体制による迅速な対応ができるように努めている。

④ 環境保全活動

今日の環境問題は、日常生活や産業活動に起因する生活型公害から、温暖化やオゾン層破壊など生命の危機に至るような地球規模の問題まで、複雑かつ多様化しており、国際連合では、「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、資源・エネルギーの大量消費をはじめとする大量生産・大量廃棄型の社会経済活動がもたらしてきた環境への負荷に対する反省のもと、その対応を世界規模で進めている。

こうしたなか、平成23(2011)年に、本市の豊かで美しく良好な環境の保全・創造を

掲げた「環境基本条例」を策定したところであり、条例の施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29(2017)年には「環境基本計画」を策定し、地域の環境保全等に努めてきた。また、「土別市地球温暖化職員実行計画」に基づく取り組みや各事業所への協力要請・指導など、地球環境問題への対応にも努めてきたところである。

引き続きこれらの活動を前進させるとともに、すべての市民の総意と行動によって、地域の環境保全や地球環境問題の対策に取り組んでいく必要がある。

⑤ ごみ処理

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄による資源の浪費と環境負荷の激増に対する反省から「循環型社会」の形成へと廃棄物処理の方向が大きく転換している状況にあるなかで、本市においては、市民ぐるみのリサイクル運動を展開するとともに、近隣2町との広域連携による容器包装の完全分別収集と中間処理などを実施している。

生ごみについては、平成25(2013)年度から市内全域での分別収集を開始、川西町のバイオマス資源堆肥化施設において堆肥化し、堆肥の販売によって市民に還元しており、今後も適正な排出方法の周知等を図り、適正処理に努めるほか、し尿については、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後も適正な処理に努めるため、計画的な施設整備を進める。

また、平成29(2017)年度からは、「環境センター」が供用開始となり、効率的なごみ処理による環境への一層の負荷低減を図っているほか、さらなるごみの減量や分別・資源化を推進し、ごみ処理全般に関する費用の縮減と埋め立て量抑制による最終処分場の長期使用に向け、平成31(2019)年度からは、「家庭ごみ有料化」の取り組みもスタートさせた。

今後も、市民や事業所の十分な理解と協力のもと、一層のごみの発生抑制と再利用・再資源化等を推進するとともに、収集車両や機器の計画的整備に努め、分別収集体制を確保する。

⑥ 消防・救急

近年、全国各地において大規模地震や大雨等による被害が発生しており、迅速かつ的確な災害対応が求められている。このため、国が定めた「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に応じた計画的な消防力の整備により、効率的で効果的な消防体制の充実を図る必要がある。

また、急速な高齢社会の進行に伴う傷病者の重症化や疾病構造の変化等により、救

急需要が増加している。さらに、地方においては、医師・看護師不足の影響から、地元医療機関への救急搬送が困難になり、他市医療機関への搬送が増加傾向にあるため、1件あたりの救急出動時間が増加している。このことから、効率的な救急体制の構築、救急隊員の技術の向上を図るとともに、救急自動車の整備更新や市民に対する応急手当の普及・啓発を進めていく必要がある。

消防団においては、過疎化や就労状況等の変化により、団員の確保が困難になっているという課題がある。さらに、東日本大震災では、多数の消防団員が犠牲になった実態を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団の装備の見直しを図る必要がある。

予防活動については、自主防災組織の育成や幼少年消防クラブ等の指導を推進し、市民の防火防災意識の高揚を図る必要がある。

⑦ 公営住宅

本市の公営住宅は、令和2(2020)年度末時点で、市営住宅が27団地1,078戸、特定公共賃貸住宅が3団地32戸、道営住宅1団地60戸となっている。これらのうち、234戸は昭和55(1980)年以前に建設されたものであり、老朽化が著しく、狭隘かつ浴室スペースのないものもあることなどから、改善が求められており、規模や水準、高齢世帯の増加などに配慮しながら、計画的な個別改善や建て替えを進める必要がある。

特に、今後の公営住宅の施策においては、人口や世帯の推移に対応した適正な管理戸数の設定により、公営住宅等長寿命化計画を必要に応じて見直し、障がい者をはじめ、増加・多様化する社会弱者や住宅困窮者の住宅確保要配慮者に対応するセーフティネットとしての役割に努める。また、堆雪スペースや循環型社会に即したごみの分別保管スペースの確保など、気候条件や地域社会条件に対応した整備を進める必要がある。

⑧ 公園・緑地・河川

本市においては、令和元(2019)年度末時点で、都市計画公園として、各1カ所の総合公園・運動公園をはじめ、4カ所の緑地と21カ所の街区公園、さらに墓園1カ所の合計28カ所の都市公園があり、総面積は129haで、市民一人あたりの公園面積は68㎡となっているほか、13カ所の地域公園や緑地がある。

休憩・スポーツ・レクリエーションなど、市民の多様なニーズを踏まえ、より機能

性の高い公園の整備を図っていく必要がある。また、供用開始から相当の年数が経過した公園施設も多いなか、安全性の確保の観点から、「士別市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な整備・修繕等を実施している。一方、人口減少に伴う、公園緑地の機能の見直しや集約についても検討する必要がある。

また、河川については、市内には、天塩川や剣淵川などをはじめ、法定河川として、一級河川及び二級河川があわせて1水系42河川あるほか、士別市が管理する普通河川が162河川となっている。近年は大雨をはじめ、全国的に大規模な災害が数多く発生しており、防災に対する意識が高まっているなか、氾濫への対策等をはじめとする河川の適正な管理が求められている。

(2) その対策 ※法第32条の規定含む

① 水道・下水道

上下水道は、日常生活から産業活動に至るまで、あらゆる面で欠かすことのできない重要なライフラインとして、その機能の確立が求められている。

本市では、施設の整備から維持管理への転換期を迎え、将来人口の推移や水需要の変化を勘案した「士別市水道事業経営戦略」、「士別市下水道事業経営戦略」を策定し、実行してきた。

今後も変化していく環境に的確に対応するため、計画の進捗状況を確認し、目標及び実現方策の見直しを行いながら計画的・効率的な施設の更新を継続していくことで、引き続き安定したサービスの提供と災害に強い施設づくりに努める。あわせて、排水処理区域外の水洗化への普及促進や啓発、水洗化資金貸付制度の活用促進により、水洗化率の向上をめざす。

ア 水道事業の推進

「士別市水道事業経営戦略」に基づき、計画的に老朽管や機械設備を更新することで、給水機能の安定確保と水道施設の長寿命化に努める。

イ 下水道事業の推進

- 「士別市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道施設を計画的に更新することで、安定した処理能力の確保と施設の長寿命化に努める。また、処理区域外の地域生活環境を改善するため、個別排水処理施設事業を推進する。
- 合流式下水道改善事業を継続して実施することで、公共用水域の水質保全に努めるとともに、公衆衛生のさらなる向上を図る。

- 下水道事業の地方公営企業法適用に向けた取り組みを推進する。

② 安全・安心な地域づくり

安全・安心な地域づくりに向けて、自治会組織の育成・強化とコミュニティ活動の活性化を促進し、多様化する地域課題に対し、主体的・自主的な解決を図りうる地域コミュニティの形成を進める。

また、台風等による風水害や地震などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりをめざして、「土別市地域防災計画」に基づき、市民や行政が一体となった総合的な防災体制の確立に努めるほか、防災対策の充実はもとより、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の設立・育成など、自助・共助の取り組みを一層推進し、災害予防対策にも努める。

市民の生命や財産、暮らしの安全を確保し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立する。

ア 自治会組織の育成・強化

自治会活動に対する支援や自治会館の長寿命化・バリアフリー化に対する支援を行うとともに、未加入者の加入促進や地域の実情に合った単位自治会の再構成を進め、自治会の効率的運営と組織強化を図る。

イ コミュニティ活動の活性化

- 気軽に参加できる事業や学習機会を通じて、市民の地域における連帯感を強めるとともに、コミュニティ意識の高揚を図る。
- 地域活動の中心的役割を担うリーダーの養成支援に努めるとともに、地域行事や花いっぱい運動など、地域住民が参加しやすい活動の推進を図る。

ウ 市民の生命と財産を守る体制づくり

○ 地域防災力の向上

自主防災組織の結成を促進し、各組織の体制整備などについて支援する。また、市民の避難意識などの高揚を図るため、避難訓練を定期的に実施するとともに、災害時の対応を身につける防災訓練を実施する。

○ 防災体制や資機材の整備

様々な災害に対応するため、「土別市地域防災計画」に基づき、防災体制や危機管理体制の確立に努めるとともに、「土別市災害時備蓄計画」に基づき、食糧や日用品などの防災資機材の整備を進める。

③ 環境保全活動・ごみ処理

豊かで美しく良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民との協働による総合的・日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、市民や事業者、市が互いに協力し、資源循環型社会の構築とごみ減量化に繋がる「5 R」の取り組みを進める。

また、「士別市環境基本計画」に基づき、地域社会が行う自主的・積極的な環境配慮への取り組みを推進する。

ア ごみの排出抑制の推進

○ 過剰包装等の抑制

平成20(2008)年に締結した「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」のさらなる推進とあわせ、過剰包装の抑制により包装廃棄物の減量化を図る。

○ リユース容器（繰り返し使用できる容器）使用の推進

各種イベントなどでのリユース容器の使用を推進し、ごみの排出抑制を図る。

○ 家庭ごみ有料化の継続

家庭ごみの排出抑制と排出量に応じた負担の公平化を図るため、ごみ排出における有料化を継続する。

イ リサイクルの推進

○ 集団回収等の奨励・援助

各種市民団体が実施する有価物の回収や不用品交換、フリーマーケットなどを奨励する。

○ 分別排出の徹底

リサイクルの基本である分別意識の啓発に努め、家庭ごみ・事業ごみの分別排出の徹底により、再資源化率を高める。

ウ ごみ処理体制の充実

○ 収集体制の充実

市民にわかりやすい分別収集システムを確立するとともに、収集の効率化に努める。

○ 処理施設の効果的な運用

「リサイクルセンター」の持つ機能を効率的・効果的に運用し、資源ごみのリサイクル率向上と埋め立てごみの減量化に努める。

エ 環境保全への取り組み強化

「士別市環境基本計画」で、環境の保全・創造に関する長期的な目標を定め、環

境保全活動や温室効果ガス排出抑制・削減の取り組みを推進する。

オ 環境美化運動の推進

「士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例」の啓発をはじめ、関係団体や自治会などとの協力のもとに全市的な環境美化運動を展開し、市民意識の高揚を図るとともに、犬や猫などの飼い主のモラル向上に努める。

カ し尿処理事業の推進

「士別市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正な生活排水処理を図るため、し尿処理施設を計画的に更新し、安定した処理能力の確保と施設の長寿命化に努める。

④ 消防・救急

消防車両や安全装備品等を計画的に整備するとともに、消防職団員に対する研修を実施し、あらゆる災害に対して迅速かつ的確に対応できるよう消防力を高め、市民の安全・安心な暮らしを支える活動体制を確立する。

市民一人ひとりが互いの命を守るため、応急処置知識の普及に努めるとともに、救急救命士の技術向上や隊員間の連携強化を図るなど、救命救急体制の確立に努める。

ア 消防力の強化

- 消防団車両を含めた救助資器材や安全装備品の拡充に向けた計画的な更新、上水道消火栓の新設と取り替えを進め、消防力の強化に努める。
- 各種災害への迅速かつ的確な対応を行うための指令台を整備する。
- 消防職団員の消防技術向上のため、各種研修会などへの参加を推進する。
- 女性消防職員の採用により、女性ならではの視点を活かして、子どもや高齢者、災害時の要支援者など住民の多様なニーズに対応できる柔軟性を備える。

イ 予防力の強化

自治会、各事業所が計画する消防訓練、防火講習会などにおいて、住宅用火災警報器の設置促進など、予防啓発活動の強化に努める。

ウ 救急救命体制の強化

- 高規格救急車の更新や救命士の計画的な採用により、救急体制の充実を図る。
- 各関係機関との連携強化
「上川北部地域救急業務高度化推進協議会」が実施する事業に参加し、救急業

務の高度化と救命率の向上を図る。

- 救急講習会などにおいて、基礎的な救命知識の普及に努める。

⑤ 公営住宅

住み慣れた地域で安心して生活し続けることのできる住環境づくりをはじめ、積雪寒冷な気候に対応した住宅づくりなど、多様なニーズ対応した本市にふさわしい公営住宅のあり方をめざす。

ア 公営住宅等ストック総合改善事業の推進

一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき建物の耐久性の向上や経年劣化の低減、維持管理の容易性向上の観点から、「士別市公営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全的な改善を図る。

イ 既存団地を集約し利便性の向上を図り、多様化する住環境への対応に努める。

⑥ 公園・緑地・河川

快適でうるおいのある生活環境づくりの実現に向けて、「士別市都市計画マスタープラン」や「士別市緑の基本計画」に基づきながら、市民のニーズに対応した公園・緑地の整備に努めるとともに、「士別市公園施設長寿命化計画」による施設の更新などを進める。河川については、天塩川水系や小規模河川など、災害に強い河川の整備を進めるとともに、自然環境を活かした快適な河川空間の確保に努める。

ア 生活環境の向上

公園の適正な配置について検討を進め、防災にも配慮した整備を図る。また、「士別市緑の基本計画」に基づき、緑の適切な維持・保全を図る。

イ 災害に強い河川の整備

- 普通河川の改修促進

普通河川の改修や河床の堆積土の撤去、河畔林の適切な管理など、災害対策整備の促進を図る。

⑦ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 廃棄物処理施設の広域利用の推進

- 一部事務組合等の広域処理の推進
- 広域処理施設の整備

イ 水道水質検査業務の連携 水道水質検査業務

ウ 消費生活相談事業の連携 広域消費生活相談事業の推進

エ 物流網効率化の推進 圏域物流研究

オ 防災

○ 天塩川流域圏豪雨災害対策職員研修

○ 災害時の相互応援体制の整備

(3) 計画

事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	①上水道	東山浄水場改良事業	士別市	
		配水施設改良事業	士別市	
		温西地区水道施設整備事業	士別市	
		士別旧簡水地区水道施設整備事業	士別市	
		朝日地区水道施設整備事業	士別市	
	(2) 下水処理施設			
	①公共下水道	下水道施設整備事業	士別市	
		地方公営企業法適用事業	士別市	
	②農村集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	士別市	
	③地域し尿処理施設	個別排水処理施設整備事業	士別市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	①ごみ処理施設	環境センター整備事業	士別市	
	②し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	士別市	
	③その他	バイオマス資源堆肥化施設整備事業	士別市	
	(4) 火葬場	火葬場整備事業	士別市	
	(5) 消防施設	上水道消火栓整備事業	消防署	
		緊急通信システム整備事業	消防署	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	士別市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	①環境	普通財産環境整備事業	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	(8) その他	消費生活推進事業	士別市	
		公園整備事業	士別市	
		普通河川整備事業	士別市	
		水槽付消防ポンプ自動車整備事業	消防署	
		火災予防広報車整備事業	消防署	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 水道・下水道

今後の水道施設の維持管理については、平成30(2018)年に策定した「士別市水道事業経営戦略」のとおり、管路更新計画を策定したうえで維持管理を行う。

下水道施設について、処理場は、老朽化に対する安全性確保に向けた取り組みとして、目視点検、管内カメラ調査による管路内点検を実施しており、施設及び管路の長寿命化計画を策定する。

なお、市民生活の基盤となる施設であるため、今後、人口減少に伴って市の財政規模が縮小した場合においても、現状規模を基本に維持していく必要がある。そのため、予

防保全型の手法をはじめ、より効率的・効果的な維持管理手法によって、計画的に修繕などを実施する。

② 公園

本市では、令和2（2020）年から令和11（2029）年の10カ年を計画期間とした「土別市公園施設長寿命化計画」を策定している。

今後は、この計画に基づき、日常・定期点検の実施などのもと、施設の劣化予防や危険施設の早期発見などにより、予防保全型の維持管理を実施するとともに、長寿命化を図る。公園は、市民生活を豊かにする施設であり、利用が著しく低い公園を除き、引き続き維持・管理していくことが望ましいといえる。ただし、今後は一層の人口減少が想定され、公共施設に充てられることのできる財源も限られていくため、市民との協働による維持管理の方向性を検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保健・健康づくり

近年の生活環境や生活スタイルの変化に伴い、疾病構造は一層複雑化している。特に、小さい時からの生活習慣に基づく生活習慣病が増えており、若年時から潜在化している傾向にある。

また、心臓病や脳血管障害、がんなど、生活習慣病が死因の多くを占めており、患者数の増加傾向が続いていることから、予防対策として、各種健診の定期受診がしやすい体制の整備や広報活動の充実を図るとともに、健診後の生活習慣の見直しにより、生活習慣病発症予防や重症化予防を図っていくことが重要である。

② 福祉・介護・社会保障

現在の本市における高齢化率は、40.7%（令和2年3月末現在）と極めて高く、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年の高齢化率は、44%を超えるものと予測される。

また、核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加し、さらに、後期高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増加する見込みであることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進が必要である。

住民や地域の多様な主体が協働して参加し、人と人、人と資源や分野を超えて繋がることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことが必要である。

本市におけるひとり親家庭は、令和2（2020）年度末では約189世帯となっており、近年は横ばいで推移しているが、ひとり親家庭となった理由の多くは離婚であり、社会的・経済的に問題を抱え、生活基盤が不安定になりがちである。このため、就業機会の促進と就業の場の確保を図り、自立に関する相談や指導を充実するほか、保育対策や経済的自立支援策としての各種手当、貸付制度の拡充を図っていく必要がある。

さらに、乳児・幼児を抱えたひとり親家庭の就業のため、市立保育所への優先入所や延長保育、休日保育など一層利用しやすい体制づくりを進めていく必要がある。

③ 子ども子育て支援

急速な少子化や核家族化の進行、共働きの増加、働き方の多様化など、子どもや子育て家庭をはじめ、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、こうした子育て環境の変化のなか、多様な児童福祉ニーズへの対応が求められている。特に、子

育てと仕事の両立に対する負担感の増加や核家族化を背景に、家庭内で孤立し子育てに悩む保護者も多く、すべての子育て家庭、すべての子どもに対する支援の充実が必要である。

本市では、市立認可保育所3施設、地域保育所3施設、私立認可外保育所2施設、事業所内保育所1施設の合計9施設で、保育サービスを提供している。

このような状況のなか、安心して子どもを産み育てることができる社会環境の整備に努めることを基軸に、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の実施、延長保育や休日保育に対応した特別保育推進事業の実施、さらには子育ての悩みや育児不安の家庭を支援する子育て支援センター運営事業や子育て世代包括支援センター運営事業、つどいの広場運営事業などに取り組んできたところであるが、今後においても一層の教育・保育の質の向上とあわせ、保育士等の従事者確保に努める必要がある。また、小学生を対象とした放課後児童クラブによる放課後児童対策を実施しているところであり、近年、ほくと子どもセンター及びあけぼの子どもセンターの建て替えにより、放課後児童クラブの定員拡大を図るとともに、利用対象年齢の拡大や他世代との交流を進めてきた。今後は、農村地区における放課後の居場所づくりについても取り組みを進める必要がある。

障がいのある子どもへの支援では、発達の遅れや障がいのある児童などの放課後の居場所として土別小学校内で実施していた日中一時支援事業の体制強化を図るため、令和元(2019)年に「放課後等デイサービスセンター 青空」を開設した。

あわせて、「児童相談支援センター 虹」を相談支援の拠点として「放課後等デイサービスセンター 青空」や「こども通園センター のぞみ園」、保健福祉センター、保育所等の関係機関と連携した支援体制を整えている。

④ 地域福祉

近年の社会情勢は、少子高齢の進行や核家族化、単身世帯の増加、家族の絆の希薄化、非正規雇用の増加など、生活上の支援を要する人々を取り巻く課題が複雑・多様化している。また、社会からの孤立や孤独死、認知症等による行方不明、災害時要支援者の増加、消費者被害の拡大などのほか、介護や医療を取り巻く日常生活上の困り事を抱えている人も増加している。

平成28(2016)年4月から施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある方からの相談体制の整備・充実などにより一層努めなければならない。こうした様々な生活課題に対応し、障がいのある人もない人も、お年寄りも若者も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「地域福祉」を推進していく必要がある。

(2) その対策 ※法第18条第4項及び第33条の規定含む

① 保健・健康づくり

すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生涯にわたる健康づくりを支援するため、「士別市健康長寿推進計画」及び「第3次士別市食育推進計画」に基づき、それぞれのライフステージに応じた適切な健康づくり活動を推進するとともに、市民や地域団体、保健医療福祉関係者、学校、事業者、行政等が一体となって、健康づくりに取り組むことができるよう、環境整備を進める。

また、医療との連携のもと、保健指導や相談体制の充実に努めるとともに、妊産婦や子育て中の母親等に対する支援、各種健診（検診）の受診率向上、生活習慣病の予防と重症化予防、がんなどの早期発見、早期治療に繋げる。あわせて、健康づくりには欠くことのできない「食」について、関係機関と連携して食育の普及を図り「食」を通じた健康づくりを推進する。

ア 地区保健活動の推進

保健師・管理栄養士が、市民にとって身近で相談しやすい存在となるよう、地区担当制を継続するとともに、健康管理システムを活用した保健情報の一元化を図り、個人・世帯及び地域の健康課題の把握と健康づくりの支援に努める。

イ 母子保健の充実

母子の健康支援の充実については、「士別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健診、育児相談など切れ目のない支援に努める。

ウ 成人保健の充実

- 市民が健康で安心して暮らせるよう、「士別市健康長寿推進計画」に基づく生活習慣病予防の充実に努めるほか、各種がん検診の受診率の向上をめざす。
- 健康づくり講演会や健康相談などにより、健康づくりの普及啓発に努める。

エ 感染予防の充実

感染症予防に関する情報の普及・啓発とあわせ、より受診しやすい予防接種の時期や場所を設定し、感染症予防を推進する。

オ 食習慣改善の推進

- 「第3次士別市食育推進計画」に基づき、各世代に向けた食育に関する情報を発信するとともに、調理実習や栄養教室などの学習機会の充実に努める。

- 食生活改善の地域活動を促進するため、食生活改善推進員の育成を図る。

② 福祉・介護・社会保障

すべての市民の基本的人権が尊重され、社会参加できるやさしいまちをめざし、「第4期士別市地域福祉計画」に基づき、総合的・計画的に福祉施策を推進する。人や団体などが行政と共同で地域福祉を進めるよう、地域福祉の理念の普及・啓発に努めるとともに、ボランティアなど、その担い手確保を含めた支え合いの仕組みをつくる。また、認知症高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できるよう、権利擁護の支援体制づくりを進める。

ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、相談支援体制の充実を図るほか、自立支援協議会や相談支援センター、職親会などとの連携のもと、障がい者の支援充実に努める。

高齢者アンケートや保健医療福祉関係者からの意見・提言のもと、「第8期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年毎に策定し、介護予防や在宅・施設サービスの充実をはじめ、高齢者が支えあう地域づくりを推進する。また、「いきいき健康センター」を中心に、高齢者の生きがいつくりと社会参画、介護予防、市民相互のふれあいに資する事業の地域展開を図る。

国民年金制度について、受給対象者が申請漏れによる不利益が生じないように制度の周知徹底を図る。国民健康保険では、特定健康診査・特定保健指導を実施し、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図り国保会計の安定した運営に努める。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の活用による生活困窮世帯への適切な支援に努める。

ア 福祉のまちづくりの充実

- 福祉のまちづくりに向けて、「第4期士別市地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動への理解と参加の促進、権利擁護事業の推進などの取り組みを進め、地域福祉の充実に努める。
- いきいき健康センターでは、市民が主体的に取り組む「市民サロン」が展開されており、今後、より多くのサロンが展開できるよう支援するとともに、すべての市民が集える施設となるよう、その運営に努める。

イ 障がい者生活支援の拡充

障がい者の生活支援の拡充については、「第4期士別市障がい者福祉基本計画」、「第6期士別市障がい者福祉実行計画」に基づき、障がい者が地域で安心して生活

が送れるよう、相談・支援体制をはじめ、障がい福祉サービスの充実、障がい者の社会参加などを図る。

ウ 高齢者の安心して暮らせる地域づくり

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「第8期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の健康と介護予防の推進をはじめ、在宅介護サービスの充実、施設サービスの向上、認知症ケア体制の充実などを図る。

エ 国民年金制度の啓発

国民年金制度の相談などに対しては、広報紙やパンフレットを活用し、制度の理解と信頼を得るため啓発活動の充実に努める。

オ 国民健康保険制度の推進

国民健康保険制度の推進に向けては、「士別市保健事業実施計画」に基づき、早期受診や生活習慣病予防などの健康増進に努め、医療費の適正化を図る。

カ 生活困窮世帯への支援

民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の活用による適切な支援に努める。

③ 子ども・子育て支援

すべての子どもたちが、この地域において安全に安心して成長できるよう、「士別市子どもの権利に関する条例」の普及・啓発に努めるとともに、子どもの最善の利益を第一に考えた、子育て・子育て支援の取り組みを進める。

ア 保育サービスの充実

保育サービスについては、「士別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、就学前児童の健全育成と多様化する保育要望に対応するなど充実を図る。地域における保育環境の向上を図るため、認可外保育所等の運営に対する支援を継続するとともに、保育士確保に向けた対策を進める。

イ 子育て支援体制の充実

○ 地域における子育て家庭への支援として、「士別市子ども・子育て支援事業

計画」に基づき、子育て支援拠点の充実をはじめ、障がいのある子どもへの支援拡充、放課後児童の健全育成、子育て支援団体などの活動促進、ひとり親家庭への支援充実を図る。

- 子育て家庭への経済的負担の軽減については、医療費の助成を継続していくとともに、保育所や幼稚園等の保育料の軽減やハッピーマタニティ事業の継続など、出生率向上に向けた支援充実に努める。
- 子どもの権利の推進については、「士別市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、理念の普及・啓発を図る。

④ 地域福祉の増進

「第4期士別市地域福祉計画」に掲げた、「みんなが自分らしく安心して暮らせる『やさしいまち』をつくる」の基本理念に基づきながら、計画の目標、取り組みの方向を、市民・事業者・行政が共有し地域福祉を推進する。また、「第4期士別市障がい者福祉基本計画」などの個別計画を推進しながら福祉施策の一層の充実にも努める。

- お互いが支えあう地域づくりの推進
- わかりやすく利用しやすい福祉サービスづくりの推進
- いつまでも健やかに活躍できる健康づくりの推進
- 安全・安心なまちづくりの推進

⑤ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 審査会業務の連携

- 介護認定審査会共同設置事業
- 障害支援区分認定審査会共同設置事業

イ 福祉体制の充実

- 障害福祉サービス
- 子ども発達支援事業

ウ 権利擁護支援の推進 権利擁護事業

- 士別地域成年後見センター
- 市民後見人養成

(3) 計画

事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設				
	①保育所	地域保育所施設整備事業費		士別市	
	②児童館	子どもセンター整備事業		士別市	
	(2) 高齢者福祉施設				
	①老人ホーム	コスモス苑整備事業		士別市	
	(7) 市町村保健セン ター及び母子健康包括支 援センター	保健福祉センター整備事業		士別市	
	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業				
	①高齢者・障がい者福祉	敬老バス乗車証交付事業	70歳以上の高齢者に対し、市内バスを低額な料金で利用できる敬老バス乗車証を交付することで、高齢者の外出支援を行い、健康で豊かな老後生活の充実を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		緊急通報サービス事業	ひとり暮らし高齢者や重度の身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時における救急活動の迅速化を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	(9) その他	福祉ボランティア育成事業		社会福祉協議会	
		子どもの権利推進事業		士別市	
		健康管理システム整備事業		士別市	
		母子保健事業		士別市	
		成人保健事業		士別市	
		がん検診事業		士別市	
		特定健康診査等事業		各保険者	
		除雪サービス事業		士別市	

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 保健・医療施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- ウ 統廃合
- エ 建て替え時における施設規模の縮小
- オ 複合化・多機能化(用途転用)

② 高齢者福祉施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- エ 統廃合
- オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

統廃合などの取り組みの検討においては、その結果、通所が遠方になってしまう方々に配慮し、利用者の要求に対応して運行するデマンドバスや乗合タクシー、訪問サービスの充実のためのICT活用など、高齢者が安心して生活できることを前提に検討を進める。

③ 福祉施設

ア 指定管理者制度や民間委託

イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え

ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

エ 統廃合

オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

集会施設などとの複合化や多機能化により、多世代が交流し、賑わいを創出するための多目的スペースとして活用するなど、地域福祉の向上や地域の活性化という視点にも立って、福祉施設の検討を進める。

④ 子育て支援施設

ア 指定管理者制度や民間委託

イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え

ウ 統廃合

エ 建て替え時における施設規模の縮小

オ 複合化・多機能化(用途転用)

中央地区の保育所については、高い入所率となっているものの、あさひ保育園については、定員を大きく下回っていることから、今後は他施設との複合化なども視野に入れて検討を進めるとともに、朝日地区全体としての公共施設のあり方についても見直しが必要である。

また、今後の少子化や人口減少の動向にも注視しつつ、子育て環境の充実に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市においては、開業している診療所は9施設あり地域に密着した医療を提供しているほか、市立病院が救急医療及び入院医療体制を確保し、地域医療の中核を担っている。

自治体病院は、国の医療制度改革や慢性的な医師・看護師不足のほか、人口減少・少子高齢化の加速により従来にも増して厳しい病院経営を余儀なくされているが、市立病院においては、総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づいた平成20(2008)年度の「経営改革プラン」策定を皮切りに策定や見直しを経て、現在は北海道が示した「地域医療構想」の内容を盛り込み、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までのプランを策定したところである。この間、名寄市立総合病院との連携や機能分化を進め、回復期・慢性期医療の充実を柱にした病棟体制の再編や適正な人員配置に取り組んだほか、平成30(2018)年4月には、経営形態を公営企業法の全部適用化するなど経営改善を進めている。

また、地域医療体制の確保のため、市民のかかりつけ医として欠かすことのできない診療所施設についても、その体制の維持に努める必要がある。

(2) その対策 ※法第20条第8項の規定含む

市民が住み慣れた土地で、自分らしい暮らしを続けられるために、以前のような病院単独であらゆる医療提供を行う形ではなく、市内診療所や施設、名寄市をはじめとした他の医療機関との連携と機能分化を進め、地域全体で限りある医療資源の活用をめざす。

市立病院は、二次救急医療機関として一定の急性期医療体制は確保しつつ、在宅医療と回復期・慢性期医療体制の充実を図り経営の効率化に努める。また、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症への診療体制も確保する。さらに、地域の診療所においても、適切な医療サービスを受けられるよう、施設の維持管理や医療機器の計画的な整備を進める。

① 市立病院入院体制の充実と名寄市との連携

経営の効率を図るため、令和3(2021)年度策定の「経営改革プラン」に基づき、回復期・慢性期医療体制を確保しながら適正な病床機能と病床数の見直しを行うほか、上川北部のセンター病院である名寄市立総合病院との連携と機能分化をさらに進める。

また、令和2(2020)年10月に設立した地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」により診療材料の共同購入交渉はじめ新たな取り組みを行う。

② 在宅医療の充実

市民要望の高い在宅医療に対し、市立病院では、平成30(2018)年1月に訪問看護ステーションを開設するとともに、訪問リハビリ体制の人員強化も図り充実を進めている。今後も市内診療所による訪問診療の充実をはじめ、高齢者層の増によるニーズの高まりを見据えた体制の充実を図る。

③ 地域診療施設の整備・充実

市民のかかりつけ医としての機能を充実させるため、市立診療所等の医療機器の更新や施設の整備を進めるとともに、高度医療機器（MRI、CT撮影装置）については市立病院との共同利用を推進する。

④ 新型コロナなど新興感染症への対応

新型コロナウイルスは全世界に拡大し、日本でも数次に亘って「緊急事態宣言」が出されるなど、ワクチン接種が進んではいるが収束はみえない状況である。

市立病院においても、北海道から「協力医療機関」の指定を受け、地域蔓延時には最大6床の病床を確保するほか、発熱者等への診療体制や検査体制を維持し役割を果たす。

⑤ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 救急医療の維持・確保対策

- 広域第2次救急医療事業
- 救急医療啓発普及事業

イ 圏域医療体制の充実

- 道北北部連携ネットワーク整備事業
- 医師等派遣事業
- 機能訓練事業
- 保健・医療分野の人材育成

(3) 計画

事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設				
	①病院、診療所	病院設備更新等事業		士別市	
		病院医療機器等整備事業		士別市	
		病院等備品整備事業		士別市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①自治体病院、民間病 院	開業医誘致助成事業	地域医療体制の安定・拡大を図るため、開業医に 対して、その開設・運営に要する費用の一部を助 成する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		地域医療確保対策事業	地域医療を守るため、医療従事者の確保に向けた 取り組みを実施する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		病院医師・看護師修学資金貸付事業	医療従事者の確保に向け、修学用資金貸付を実施 する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 保健・医療施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- ウ 統廃合
- エ 建て替え時における施設規模の縮小
- オ 複合化・多機能化(用途転用)

統廃合などの取り組みの検討においては、その結果、通院が遠方になってしまう方々に配慮し、日常的な通院利用者の要求に対応して運行するデマンドバスや乗合タクシー、訪問サービスの充実や在宅医療のためのICT活用など、市民が安心して地域で生活できる環境を確保していくことを前提に検討を進める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

幼児期においては、幼児の成長や発達段階に即した適切な教育が肝要であり、少子化と核家族化の進展のなかで、幼児教育の果たす役割は重要となっている。

本市における幼児教育施設は、土別地区の中央市街地に私立幼稚園2施設、幼稚園型認定こども園1施設が設置されている。

幼児期における学校教育の向上と多様化する保護者のニーズに対応するため教育・保育サービスの充実を図るとともに、国や道の財政支援を活用しながら、事業者の経営基盤の安定と強化を図る必要がある。

② 義務教育

生涯教育の基礎を培い、人間形成の基礎となる義務教育においては、近年の経済・産業構造の変革や科学技術の高度化、情報化・国際化の進展など、急激な社会変化に主体的に対応できる能力の開発はもとより、一人ひとりの個性を最大限に伸ばし、心身ともにたくましく「生きる力」を育むために必要な資質や能力の育成が大切とされている。

現在、本市には、市立の小学校6校と中学校4校の合計10校があるが、それぞれの地域性を活かしながら、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めているところである。近年は、児童・生徒数の減少によって小中学校の統廃合が進むなか、老朽化した校舎などへの対応も必要となっており、安全面への配慮から学校施設の耐震化が行われてきた。

今後は、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域の教育力を高めるとともに、安全・安心な学校づくりや教員の資質向上など、教育環境の総合的な整備が求められる。さらに、今後も特色ある教育活動を展開し、総合的かつ体験的な学習を行うため、各学校が取り組む諸条件の整備やその支援に努める必要がある。

一方、成長期にある子どもにとって、健全な食生活を送ることは、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすなど、極めて重要なことである。このため、学校給食においては地場農畜産物を活用した「ふるさと給食」を提供するなど、食を通じて地域の産業や自然の恵み、勤労の大切さなどについて理解を深める取り組みを行うとともに、栄養教諭が中心となって学校における食育の指導を進めている。

③ 高等学校・高等教育

本市に設置されている高等学校は、令和3（2021）年現在、道立1校と市立1校の

2校、学級数15、生徒数402人となっているが、平成27(2015)年に比べて、学級数で1、生徒数で73人減少しており、今後も中学卒業者の大幅な減少が見込まれるなか、将来的に適正規模を維持することが困難になると予測されている。

このようななかで、市立高校である士別東高校においては、これまで一定の生徒数の確保に努めてきたが、今後も生徒の多様性に応じた習熟度別学習や総合的な学習の時間、さらに望ましい勤労観や職業観を育むためのインターンシップなど、特色ある教育を展開して「士別東高校だからこそできる教育」を推進している。なお、普通教室を除く校舎等の老朽化が著しいことから、将来的な生徒数の推移を見通しながら、施設の改修等について総合的な検討を進める必要がある。

④ 社会教育

社会環境の大きな変化に伴い、複雑化する市民の学習ニーズに対応するため、本市では様々な学習機会の創出に取り組んできており、社会教育は、その中核的な役割を担っている。

こうしたなか、多様な学習機会の提供をはじめ、社会教育施設の充実や各種学習相談体制の強化に努めることによって、自主的な学習活動を支援するとともに、学習の成果が地域で活かされる機会の充実に努め、自発的に活動する市民を育成する必要がある。

また、未来を担う子どもたちの育成には、学校・家庭・地域が適切な役割分担のもと、相互に連携し、地域社会全体で守り育む仕組みづくりが必要である。

⑤ 生涯学習

社会経済を中心として進展するグローバル化や少子高齢化、情報通信技術の進展など、めまぐるしい社会構造の変化のもとで、ライフスタイルの変化は、一人ひとりの生活形態や価値観にも変化を及ぼしている。

こうしたなかで、生涯にわたって自主的な学習活動に取り組むことのできる環境づくりが求められており、多様な学習機会の提供や学習内容の充実などが必要である。

このような観点に立ち、本市においては、生涯学習の推進を総合行政ととらえ、「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、生涯学習によるまちづくりの推進を図っている。

⑥ スポーツ

スポーツを「する」ことは、人々の健康や体力づくりに寄与するだけでなく、競技としてのスポーツから身近な運動など、生きがいや暮らしにうおいをもたらしものである。スポーツを「みる」ことで人生の活力が得られるとともに、「ささえる」こ

とで多くの市民が交わり、共生社会の絆が強くなるなど、私たちの生涯において幅広い位置付けにある。一方、少子化などによるスポーツ少年団や学校部活動の減少とあり方の見直し、さらには企業スポーツの縮小など、社会構造や経済動向の影響を受けている。

本市では、「健康・スポーツ都市宣言」のまちとして、市民の健康や体力づくりに対する意識を高め、生涯を通じてスポーツに親しむ「市民皆スポーツ」の実現をめざして、施設の整備やスポーツに関する機会づくりを進めるとともに、体育協会や各スポーツ団体などの活動の促進と支援、さらには「総合型地域スポーツクラブ」の充実に努めてきた。今後も、これらの活動の一層の推進はもとより、地域・家庭・学校、さらに指導者の連携による学校体育も含めたスポーツ活動の振興が求められている。

(2) その対策 ※法第34条の規定含む

① 教育

子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、今後も家庭、幼稚園、保育所や小学校の連携を強化するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修活動等に取り組む。

教育基本法の改正による教育改革が進められるなか、児童生徒の「生きる力」を育成する義務教育の機会の保障は、教育行政の重要な責務であり、子どもたちに必要な資質・能力を育むためには、学校が地域や社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となるよう取り組みを進める。

少子化が進み、児童生徒数が減少傾向にあることから、高校教育では、それぞれの学校の特色を活かした教育活動をPRするなど、今後、入学する生徒を一定数確保することが重要となる。このため、生徒が使用する教材教具の整備や通学費の助成などを行うなど、保護者への経済的な支援を行い、生徒数の確保をめざす。また、教職員の資質向上を図るため、校内研修の充実や各種研修会の参加奨励に努めるとともに、生徒や教職員が安全で安心して学校生活を送れるよう、施設の修繕や大規模改修など、計画的な環境整備を進める。

ア 幼児の教育環境の充実

- 認定こども園や幼稚園、認可外保育園に対して、管理運営費の助成や基盤整備に対する助言等を行い、教育環境の充実を図る。
- すくすく子育て支援事業により、幼稚園教諭や保育士等の資質向上を図るため、研修機会の確保、奨励に努める。

イ 認定こども園、幼稚園、保育園、小学校などの連携強化

- 各施設で、子どもの育ちを見つめながら実施された教育や保育などの内容を保護者や各機関が相互理解し、連続性を持った教育に努めるとともに、各機関が子育て応援ファイル「すくらむ」をより効果的に活用できるよう内容の充実に努める。
- 障がいのある児童を含めたすべての幼児の自立や社会参加に向け、一人ひとりの能力、才能を伸ばすために、特別支援教育の推進に努める。

ウ 「生きる力」を育む教育の推進

- 新しい時代と社会に開かれた学校教育
社会の変化に向き合い適切に対応するため、学校教育を通じて育むべき資質や能力を子どもたちが確実に身につけることができるよう、日々の教育活動の展開を図る。
- 確かな学力と豊かな心や健やかな身体を育てる調和のとれた教育の推進
「知識や技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の基本を重視し、自分の考えを持って意見を言い、主体的に行動ができる子どもとなるよう、教育活動の推進を図る。また、生涯を通じて、健康に過ごすことができるよう、望ましい生活習慣の確立や体力・運動能力の向上など、健やかな身体を育み調和のとれた子どもの育成を図る。
- 農業学習やふるさと給食の充実
基幹産業である農業についての学習やふるさと給食を通して、豊かな心や社会性、地域を理解し、愛し、発展を願う子どもの育成をめざす。

エ 子どもの健やかな成長をめざした学校・家庭・地域の連携

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進により、学校の教育活動に地域住民や保護者の思いを反映させるとともに、地域人材等と連携した、効果的で魅力ある地域学校協働活動を推進する。

オ いじめ・不登校への対策や相談体制の充実

- 相手の意見を尊重し、人を大切にする子どもを育てる
いじめは重大な人権侵害であることを学び、早期発見や早期対応を図るため、学校や家庭、地域など関係者の連携・協力体制の充実に努める。
- 不登校児童生徒の居場所づくり
法律により不登校児童生徒が定義づけられ、個々の状況に応じた多様な学びの大切さが認められたことから、適応指導教室のさらなる体制強化を図る。

カ 安全・安心な学校

- 通学路の点検を行い、登下校時の安全を確保し、安心できる通学路とするよう整備充実を図る。
- 子どもたちが安全に学校生活を送れるよう施設整備に努め、校舎等の計画的な整備を図る。

キ 施設整備及び教育環境の充実

- 施設の整備（修繕）を進め、学習環境の充実に努める。
- 教材・教具の整備や各種行事への支援、バス通学費の助成を行う。

ク 教職員の資質向上

教師力の資質向上を図るため、校内研修の充実や各種研修会への参加奨励に努める。

② 生涯学習・スポーツ

市民の多様な学習ニーズに応える体制整備を一層進めるとともに、市民が様々な生涯学習を行うことで、互いに学びあい、交流や学習活動を通じて理解を深め、だれもが学び続けることのできる学習環境をめざす。

本市が掲げる「健康・スポーツ都市宣言」の理念と、国の「第2期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえた「第2期士別市スポーツ推進計画」に基づき、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、各スポーツ団体をはじめ、学校、地域、指導者などの連携によるスポーツ参画機会や、健康・体力づくりに向けた意識を高める取り組みを進める。

また、各種スポーツ施設や設備の計画的な整備と適切な管理に努め、市民一人ひとりがスポーツに親しむ環境をつくり、「市民皆スポーツ」を推進する。

ア 市民の生涯学習によるまちづくりの推進

「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」に基づき、市民の学習機会の整備・拡充、学習環境の充実、学習成果を地域還元する仕組みの整備を通じて、生涯学習を通じたまちづくりを推進する。

イ スポーツの振興

市民一人ひとりが生涯にわたり豊かなスポーツライフを楽しむことができるよう、スポーツ施策の具体的な方向性を示す「第2期士別市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進をはじめ、スポーツへの参加機会の拡充、指導者の育成と充実を図るとともに、施設や設備の計画的な整備と適切な管理体制での施設の充実に努める。

③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 生涯学習機会の充実 公共施設の相互利用

イ スポーツによるまちづくりの推進 広域スポーツ振興事業

（３）計画

事業計画（令和３（2021）年度～７（2025）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	（１）学校教育関連施設			
	①校舎	小学校整備事業	士別市	
		中学校整備事業	士別市	
		小学校空調設備整備事業	士別市	
		中学校空調設備整備事業	士別市	
	⑧給食施設	学校給食センター整備事業	士別市	
	（３）集会施設、体育施設等			
	①体育施設	スポーツ合宿センター整備事業	士別市	
		農業者トレーニングセンター整備事業	士別市	
		陸上競技場整備事業	士別市	
	②図書館	学校図書館・少額理科設備整備事業	士別市	
	（４）過疎地域持続的発展特別事業			
	①生涯学習・スポーツ	スポーツ合宿推進事業	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		スポーツイベント開催事業	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	（５）その他	奨学資金貸付事業	士別市	
		学習振興事業	士別市	
		情報通信教育推進事業	士別市	
		不登校・いじめ問題等対策事業	士別市	
		地域資源を活用した学校教育の推進事業	士別市	
		対外活動奨励補助事業費	士別市	
		高校教育振興事業	士別市	
		放課後子ども教室推進事業	士別市	
		子ども会活動推進事業	士別市	
		子ども文化活動推進事業	士別市	
		公民館講座推進事業	士別市	
		図書・資料整備事業	士別市	
		総合型スポーツクラブ推進補助事業	士別市	
		市民スポーツ振興事業	士別市	

（４）公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、今後の、施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 小・中学校

ア 統廃合

イ 建て替え時における施設規模の縮小

ウ 複合化・多機能化(用途転用)

「士別市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の改修を行うとともに、今後の小学校の再編などについては、「士別市小中学校適正配置計画」に基づき、検討を進める。

② 高等学校

ア 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

イ 統廃合

ウ 建て替え時における施設規模の縮小

エ 複合化・多機能化(用途転用)

東高校の老朽化は著しく、継続した使用は困難な状況となっていることから、今後の施設のあり方について早急に検討する。

③ 社会教育施設

ア 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

イ 統廃合

ウ 建て替え時における施設規模の縮小

エ 複合化・多機能化(用途転用)

統廃合や施設規模の縮小などを検討するうえでは、地域の活性化や地域コミュニティ機能の維持という視点に立ち、もうひとつの地域の拠点である学校教育系施設などとの複合化、多機能化により、多世代が交流する場の創出を図りながら、サービス水準の維持に向けて検討を進める。

また、人口減少や少子高齢化による需要の変化に対応しつつ、適正規模を検討していくとともに、統廃合や施設規模の縮小を検討するうえでは、多様な学習環境において、市民が継続的に社会教育活動を行えることに加え、学習環境の集約化によりサービス向上なども視野に入れて検討を進める。

④ スポーツ施設

ア 指定管理者制度や民間委託

イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え

ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

エ 統廃合

オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

行政が提供すべきサービス内容を見直し、施設の集約化を図っていく。また、本市が「合宿の聖地」をめざす取り組みとして、スポーツ・交流・宿泊・食の各分野が一体的に取り組むを進めていくことが重要である。そのため、スポーツ施設や宿泊機能を有する施設などの一体的な運営など、さらなる民間活力の導入も含めた検討を進めつつ、サービス水準の向上を図っていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の中心集落は、土別地区の中央部にあり、官公庁などの行政機関をはじめ、医療・文化・スポーツ施設などが設置されているほか、商業施設や各種事業所なども集中しており、都市的基盤整備が最も進んでいる地域である。一方、その他の拠点集落は、ほ場に囲まれた農村地帯にあり、このほか、さらに小規模の農村集落が点在しているが、近年の農業情勢の厳しさに伴う経営者の高齢化や担い手の不足など、農村部における人口減少が続いている。

今後も、一層の快適環境づくりに努めるとともに、それぞれの集落が築き上げてきた特色ある文化やコミュニティ活動を大切に、今後も、活力ある地域づくりを推進していくことが必要である。

(2) その対策

それぞれの集落が築き上げ、持ち続けてきた地域のオリジナリティを大切にしつつ、機能的で効果的な施設の整備や効率的な事業の実施に配慮しながら、快適な農村生活の実現に向けて整備に努めていく。また、急速に変化する社会にあって、多様化する地域課題に的確に対応し、主体的・自主的に解決していく地域形成のため、自治会などの自治組織と課題別に活動している各種団体との相互連携を深めるとともに、「土別市まちづくり総合計画」地区別計画を基本に、地域内での取り組みや交流等を進め、市民のコミュニティ活動の一層の活性化を促進していく。

- ① 道路の整備をはじめ、水道や生活排水処理施設の整備など、農村集落地域における生活環境の向上を図る。
- ② 地域文化の継承や地場産業の振興に努めるとともに、イベント・レクリエーション活動等による相互交流の機会の創出など、地域の集落内外との交流や地域間交流の促進を図る。
- ③ 「地域担当職員制度」により、市民が主体となった地域づくりやまちづくりの推進をサポートするほか、行政情報の提供や地域課題の把握などを行うとともに、地域と行政のパイプ役を担う活動を進める。

(3) 計画

該当無し

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

該当無し

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 文化芸術活動を育む環境の整備

感動する心や豊かな感性は、幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたって心豊かな生活と生きがいのある人生を過ごすうえで、極めて重要な要素である。

本市においては、市民文化センターとあさひサンライズホールを中心に、様々なジャンルにわたる文化・芸術活動が官民協働の取り組みとして展開されている。今後も、これら施設を拠点に優れた芸術・文化に触れることのできる機会づくりに努めていくとともに、複合施設としての機能を活かし、既存団体はもとより新たな文化サークル等の育成や活動の活性化、さらには文化合宿の受入体制の充実を図っていく必要がある。

また、市民の文化・芸術活動を促進するため、文化振興条例に基づく支援の充実をはじめ、市民文化センター及びあさひサンライズホール等の設備・機器の適切な管理・更新などを進めていく必要がある。

② 鑑賞機会の拡充

長年の文化芸術活動の継続によって、市民の文化意識の向上が図られ、優れた文化や芸術鑑賞の機会を求める傾向は強まっている。

本市においては、小中学生を対象とした芸術鑑賞やワークショップなどの取り組みを継続しているほか、あさひサンライズホールでは様々な自主企画事業を実施している。このほか、既存の団体や実行委員会などを中心とした官民連携による取り組みも多い。

今後もより一層、鑑賞機会の創出や拡充を図る必要がある。

③ 創作・創造活動の推進

音楽や舞台芸術、美術、文芸などの各分野で、指導者や会員の高齢化が進み、会員の固定化がみられ、団体の活動が停滞している。文化・芸術面でのまちづくりを推進するうえで、市民自らが行う活動には、世代を超えたつながりが必要であり、次代を担う若者による活動と連動させた地域文化の創造や活動への支援が必要である。

また、より多くの市民が参加し交流できる手づくりの地域文化、まちの「文化力」を高めていく必要がある。

④ 文化財の保護保存活動の推進

先人たちの残した文化財や史跡などは、市民にとって貴重な財産であり、地域の伝統文化や郷土の歴史を学ぶことは、ふるさと意識の高揚と郷土愛を育む活動として、

極めて重要である。今後も、これらの財産を保護・保存し、後世に継承するための活動や支援の拡充に努める必要がある。

(2) その対策 ※法第35条の規定含む

文化協会や文化団体等との連携を強化し、市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに、団体等の活動の場や情報提供、情報交換などに努める。

① 文化芸術活動を育む環境の整備

市民の文化芸術活動や自主学習に対して、運営面や技術面などについての適切な指導・助言を行うことのできる体制の整備に努めるほか、施設利用情報の発信や市内の様々な場所における活動機会の提供などの各種施策の拡充を図る。

また、文化振興基金、北海道や各種財団などの財政支援メニューの情報収集に努め、市民の自発的な活動を支援するとともに、ホール機能や既存設備の充実を図るため、計画的な修繕及び更新に努める。

② 鑑賞機会の拡充

市民団体の自主的な活動として優れた文化芸術事業の招へいや鑑賞活動が行われており、これらの取り組みと連携しながら多様な鑑賞機会の創出に努める。

また、あさひサンライズホールの自主企画事業など、文化施設等の連携による有効活用のもと、多くの市民が享受できる鑑賞機会の創出に努める。

このほか、文芸活動の振興を図るため、各種講座や指導者の養成に努めるほか、本市ゆかりの芸術家の美術作品等を収集・保存し、作品展示を行うなど市民への芸術作品鑑賞の機会を積極的に創出するとともに、既に保有している美術品等の適切な保存管理に努める。

③ 創作創造活動の推進

文化・芸術面におけるまちづくりをめざすうえで、本市特有の地域文化を形成することが重要であるため、市民自らの文化芸術活動の発表の場を市内のあらゆる場所で確保することや市民参加型の文化芸術を創造することができる活動の場の確保に努める。

④ 文化財の保護保存活動の推進

市の指定文化財の保存管理や史跡などの調査・保存に努め、文化財保護意識の啓発・ふるさと意識の高揚を図る。

また、本市の開拓や歴史に関する資料の収集保存に努め、郷土学習への活用促進を

図るほか、博物館での展示等による学習機会の拡充を図る。

このほか、貴重な無形文化財である瑞穂獅子舞や日向神代神楽の後継者育成への支援に努めるとともに、演舞等の映像記録や道具・用具を保存・管理するなど、後世への伝承に向けた取り組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	① 地域文化振興施設	市民文化センター施設環境整備事業	土別市	
		サンライズホール整備事業	土別市	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 文化・芸術施設、博物館等

- 指定管理者制度や民間委託
- 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- 統廃合
- 建て替え時における施設規模の縮小
- 複合化・多機能化(用途転用)

ホール機能を有する施設については、舞台技術管理業務の委託や指定管理者制度を導入し業務の効率化や専門性の高い運営を図っている。

統廃合や施設規模の縮小などを検討するうえでは、劇場機能の集約化等によってサービス水準を維持するなど、市民の文化活動の場や学習環境の確保に向けた検討を進める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化による影響は世界中で広がり、異常気象、干ばつ、海面水位の上昇、生物種の絶滅などが危惧されている。私たちが、自然生態系の一員でありながら、これまで大量生産・大量消費・大量廃棄による資源の浪費を繰り返し、環境負荷を招いてきたことにより、地域全体の環境のみならず地球環境をも脅かすものになってきている。

こうしたなか、2015年に、フランス・パリで開催された「C O P 21」において、温暖化対策の国際的枠組みである『パリ協定』が採択され、各国において、平均気温の上昇を抑制するよう取り組みを進めているなか、我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、脱炭素社会の実現による地球環境の保全・創造に取り組むこととしている。

また、複雑化する環境・経済・社会課題に適応し、複数の課題の統合的な解決という、国連が掲げる「S D G s（持続可能な開発目標）」に基づき、2018年に閣議決定した「第5次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」を提唱したことから、本市においても、令和元(2019)年度に「士別市地域循環共生圏構築検討協議会」を設置し、地域における課題解決と再生可能エネルギー利用の促進に関する検討を進めてきた。

本市は、岩尾内ダムなどの水力発電施設があるなど、地理的条件による再生可能エネルギーのポテンシャルは高い一方で、自治体新電力や地域エネルギー事業の担い手や送電網の容量の問題など多くの問題や課題がある。

(2) その対策 ※法第36条の規定含む

① 再生可能エネルギー等による地域エネルギー事業の研究

士別市地域循環共生圏構築検討協議会のこれまでの検討において、実現可能性調査の結果に基づき、地域エネルギー事業について、一定の成立可能性を有することが明らかとなった。今後においては、地域エネルギー事業や地域の課題、メリットを踏まえつつ、さらなる研究を進める。

ア 本市の再生可能エネルギーのポテンシャルや地域資源等に基づく、地域エネルギー事業に関する研究を進める。

イ 地域エネルギー事業に関して、関係する機関や団体と意見交換を進めていくほか、S D G s や地域循環共生圏の考え方について、市民への周知に努める。

② 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

- 低炭素社会に向けた取り組みの推進 森林保全事業

（３）計画

該当無し

（４）公共施設マネジメント基本計画との整合

該当無し

事業計画（令和3（2021）年度～7（2025）年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①地域間交流	国際交流・地域間交流事業	姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市や友好都市 みよし市との交流活動をはじめとする国際交流・ 地域間交流を推進する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		文化・交流推進事業費	市民や地域住民団体が取り組む文化・学習事業や 交流促進事業に対して支援する。	市民、市民団体	施策の効果が 将来に及ぶ
		地域おこし協力隊活動事業	都市部の若者等を協力隊員として受け入れ、まち づくり活動の展開とともに、隊員の定住・定着に よる地域の活性化を図る。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		みよし市・川内村小学生交流事業	みよし市及び川内村の小学生受入、みよし市への 市内小学生派遣をとおし、交流を図る。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業				
	①第1次産業	農業農村担い手支援事業	農業の担い手の確保と育成を図るため、農業・農 村担い手支援規則に基づく支援を行う。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		甜菜作付振興事業	寒冷地農業の基幹作物である甜菜の安定的な生産 振興を図る。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		国営造成施設管理体制整備促進事業	農業水利施設の適切な管理を維持するため、国営 造成施設管理体制整備促進（管理体制整備型）事 業により、管理体制の整備及び強化を図る。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		めん羊振興事業	新規飼養者の確保等により、経営の安定化や観光 の振興を図るとともに、めん羊生産基盤の確立や 羊肉のブランド力向上させ、羊のまち「サフォー クランド士別」としてのまちづくりを推進する。	士別めん羊 生産組合、 サフォー クランド士別 プロジェクト	施策の効果が 将来に及ぶ
	②商工業・6次産業化	住宅改修促進助成事業	地元建設業者を活用し、居住する住宅を改修した 場合、工事費の一部を助成する。	士別市、市民	施策の効果が 将来に及ぶ
		住宅新築促進助成事業	地元建設業者を活用し、居住する住宅を新築した 場合、建築床面積を基準として助成する。	士別市、市民	施策の効果が 将来に及ぶ
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①その他	地域公共交通総合対策事業	地域公共交通網形成計画に基づき、効率的で利便 性の高い公共交通体系の確立に向けた取り組みを 進める。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		コミュニティバス運行事業	朝日地区における地域住民の生活交通を確保する ため、コミュニティバスを運行する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
5 生活環境の整 備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①環境	普通財産環境整備事業	市民の住環境の良好化に資するため、普通財産の 売却を目的とする建物の解体及び土地の用地確定 測量を実施する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①高齢者・障がい者福 祉	敬老バス乗車証交付事業	70歳以上の高齢者に対し、市内バスを低額な料金 で利用できる敬老バス乗車証を交付することで、 高齢者の外出支援を行い、健康で豊かな老後生活 の充実を図る。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		緊急通報サービス事業	ひとり暮らし高齢者や重度の身体障がい者等に緊 急通報装置を貸与し、急病等の緊急時における救 急活動の迅速化を図る。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①自治体病院、民間病 院	開業医誘致助成事業	地域医療体制の安定・拡大を図るため、開業医に 対して、その開設・運営に要する費用の一部を助 成する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		地域医療確保対策事業	地域医療を守るため、医療従事者の確保に向けた 取り組みを実施する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ
		病院医師・看護師修学資金貸付事業	医療従事者の確保に向け、修学用資金貸付を実施 する。	士別市	施策の効果が 将来に及ぶ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①生涯学習・スポーツ	スポーツ合宿推進事業	多種目の合宿を受け入れ、「スポーツ合宿の里づくり」の推進を図るとともに、新規団体の誘致を行う。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		スポーツイベント開催事業	士別ハーフマラソン大会、ディスタンスチャレンジ士別大会、全日本サマーjump朝日大会など道内外から広く参加者を募り、交流人口による活性化、市民スポーツの振興、さらには「スポーツ合宿の里」のPR等を目的にスポーツイベントを開催する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ